

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

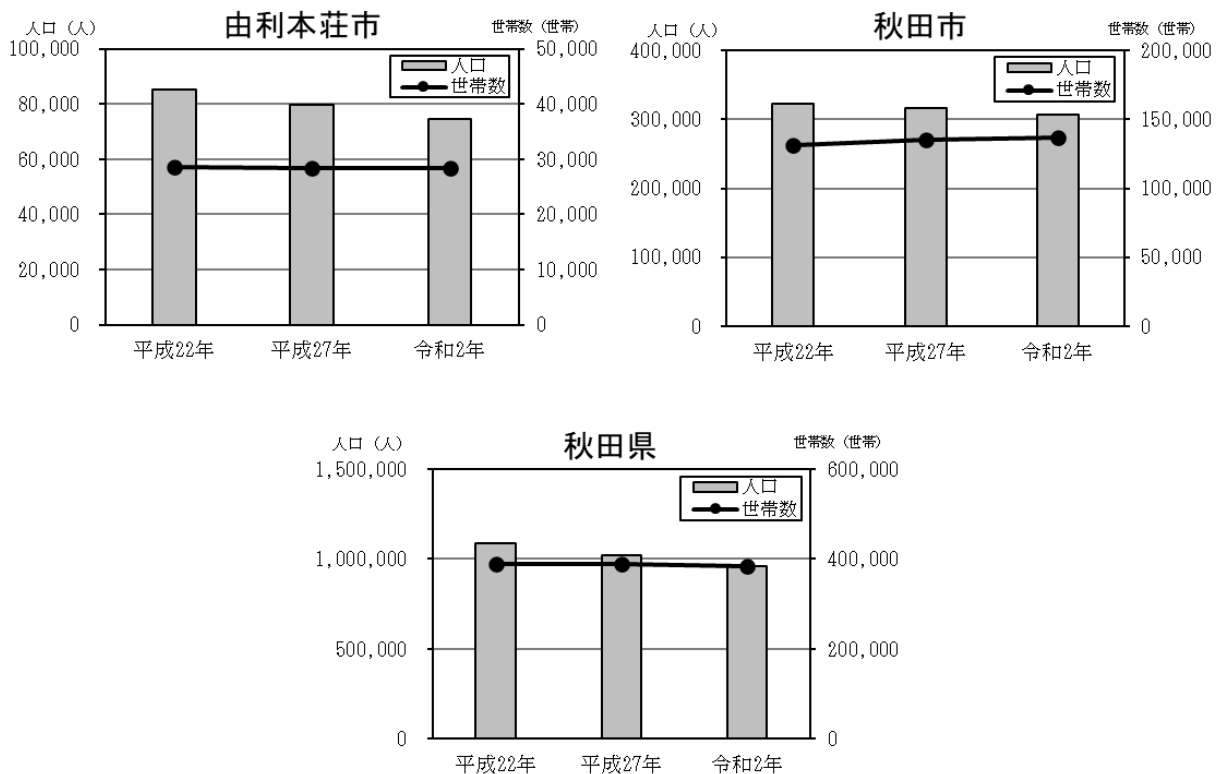
由利本荘市、秋田市及び秋田県の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

由利本荘市、秋田市の人口は減少傾向にあり、世帯数は由利本荘市はほぼ横ばい、秋田市は増加傾向にある。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

| 区 分 | 年 | 人口（人） | | | 世帯数 （世帯） |
|-------|---------|-----------|---------|---------|-------------|
| | | 総 数 | 男 | 女 | |
| 由利本荘市 | 平成 22 年 | 85,229 | 40,819 | 44,410 | 28,648 |
| | 平成 27 年 | 79,927 | 38,162 | 41,765 | 28,349 |
| | 令和 2 年 | 74,707 | 35,842 | 38,865 | 28,362 |
| 秋田市 | 平成 22 年 | 323,600 | 152,456 | 171,144 | 131,318 |
| | 平成 27 年 | 315,814 | 148,851 | 166,963 | 135,318 |
| | 令和 2 年 | 307,672 | 145,411 | 162,261 | 136,952 |
| 秋田県 | 平成 22 年 | 1,085,997 | 509,926 | 576,071 | 390,136 |
| | 平成 27 年 | 1,023,119 | 480,336 | 542,783 | 388,560 |
| | 令和 2 年 | 959,502 | 452,439 | 507,063 | 385,187 |

〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成



〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

2. 産業の状況

由利本荘市、秋田市及び秋田県の産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

令和 2 年 10 月 1 日現在の由利本荘市及び秋田市の産業別就業者数の割合は、第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、（ ）内は％）

| 産 業 | 由利本荘市 | 秋田市 | 秋田県 |
|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 第一次産業 | 3,788 (10.2) | 2,634 (1.9) | 40,122 (8.8) |
| 農 業 | 3,470 | 2,225 | 37,312 |
| 林 業 | 284 | 385 | 2,245 |
| 漁 業 | 34 | 24 | 565 |
| 第二次産業 | 11,786 (31.8) | 22,106 (16.0) | 109,589 (24.0) |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 46 | 86 | 434 |
| 建設業 | 3,632 | 11,227 | 44,201 |
| 製造業 | 8,108 | 10,793 | 64,954 |
| 第三次産業 | 21,546 (58.0) | 113,683 (82.1) | 306,541 (67.2) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 165 | 1,109 | 2,542 |
| 情報通信業 | 140 | 3,029 | 4,473 |
| 運輸業、郵便業 | 1,033 | 7,190 | 18,190 |
| 卸売業、小売業 | 4,877 | 25,673 | 71,010 |
| 金融業、保険業 | 493 | 4,414 | 8,635 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 301 | 2,607 | 5,151 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 573 | 4,358 | 9,578 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 1,673 | 7,989 | 21,701 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,203 | 5,645 | 16,626 |
| 教育、学習支援業 | 1,446 | 8,353 | 20,677 |
| 医療、福祉 | 5,903 | 22,823 | 72,339 |
| 複合サービス事業 | 622 | 1,196 | 6,886 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 1,792 | 10,799 | 27,401 |
| 公務（他に分類されるものを除く。） | 1,325 | 8,498 | 21,332 |
| 分類不能の産業 | 390 (1.0) | 4,364 (3.1) | 7,642 (1.6) |
| 総 数 | 37,510 | 142,787 | 463,894 |

注：1. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率（％）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（％）を示す。

2. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「令和 2 年 国勢調査」(総務省統計局)より作成〕

(1) 農 業

由利本荘市、秋田市及び秋田県における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

令和 2 年 2 月 1 日における販売目的の類別作物作付（栽培）経営体数は、由利本荘市、秋田市ともに野菜類が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

| 区 分 | 種 類 | 由利本荘市 | 秋田市 | 秋田県 |
|-----|-----------------|-------|-----|--------|
| 作 物 | 稲（飼料用を除く。） | x | x | 25,960 |
| | 麦類 | 4 | 1 | 119 |
| | 雑穀 | 378 | 3 | 1,978 |
| | いも類 | 48 | 45 | 452 |
| | 豆類 | 222 | 171 | 2,621 |
| | 工芸農作物 | x | x | 575 |
| | 野菜類 | 462 | 275 | 7,291 |
| | 果樹類 | 78 | 39 | 2,278 |
| | 花き類・花木 | 82 | 32 | 787 |
| | その他（稲（飼料用）を含む。） | 249 | 83 | 1,950 |

注：「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）より作成〕

(2) 林 業

由利本荘市、秋田市及び秋田県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

令和 2 年 2 月 1 日の林野面積は由利本荘市で 91,221ha、秋田市で 61,413ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

| 区 分 | 林野面積計 | 国有林 | | | 民有林 | | | |
|-------|---------|---------|---------|-----------|---------|-------------|---------|---------|
| | | 小 計 | 林野庁 | その他 官庁 | 小 計 | 独立行政 法人等 | 公有林 | 私有林 |
| 由利本荘市 | 91,221 | 19,155 | 19,153 | 2 | 72,066 | 2,091 | 17,915 | 52,060 |
| 秋田市 | 61,413 | 24,716 | 24,591 | 125 | 36,697 | 226 | 8,494 | 27,977 |
| 秋田県 | 832,517 | 371,837 | 371,656 | 181 | 460,680 | 14,192 | 109,838 | 336,650 |

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）より作成〕

(3) 工業

由利本荘市、秋田市及び秋田県の工業の状況は、表 3.2-5 のとおりである。

令和 5 年の製造品出荷額等は、由利本荘市で 29,302,688 万円、秋田市で 31,005,479 万円となっている。

表 3.2-5 工業の状況（従業員 4 人以上）

| 区 分 | 由利本荘市 | 秋田市 | 秋田県 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 事業所数（事業所） | 139 | 301 | 1,766 |
| 従業者数（人） | 8,777 | 10,263 | 61,333 |
| 製造品出荷額等（万円） | 29,302,688 | 31,005,479 | 156,360,952 |

注：事業所数及び従業者数は令和 6 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和 5 年 1 年間の数値である。

〔「2024 年経済構造実態調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）より作成〕

(4) 商業

由利本荘市、秋田市及び秋田県の商業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。

令和 2 年の年間商品販売額は、由利本荘市で 102,766 百万円、秋田市で 1,104,968 百万円となっている。

表 3.2-6 商業の状況

| 業 種 | 区 分 | 由利本荘市 | 秋田市 | 秋田県 |
|-----|--------------|---------|-----------|-----------|
| 卸売業 | 事業所数（事業所） | 122 | 950 | 2,104 |
| | 従業者数（人） | 698 | 8,609 | 15,685 |
| | 年間商品販売額（百万円） | 28,384 | 753,703 | 1,107,910 |
| 小売業 | 事業所数（事業所） | 645 | 2,118 | 8,015 |
| | 従業者数（人） | 4,150 | 17,951 | 54,702 |
| | 年間商品販売額（百万円） | 74,382 | 351,265 | 1,015,499 |
| 合 計 | 事業所数（事業所） | 767 | 3,068 | 10,119 |
| | 従業者数（人） | 4,848 | 26,560 | 70,387 |
| | 年間商品販売額（百万円） | 102,766 | 1,104,968 | 2,123,409 |

注：事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は令和 2 年 1 年間の数値である。

〔「令和 3 年経済センサスー活動調査」（総務省・経済産業省 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

由利本荘市及び秋田市の土地利用の状況は、表 3.2-7 及び図 3.2-2 のとおりである。

由利本荘市は森林、秋田市は山林の占める割合が最も高い。

表 3.2-7(1) 地目別土地利用の状況（由利本荘市）

(単位：km²、() 内は%)

| 区分 | 総面積 | 森林 | 田 | 水面・河川・水路 | 畑 | 宅地 | 一般道路 | 原野等 | 農道・林道 | その他 |
|-------|---------------------|------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 由利本荘市 | 1,209.59 (100.0) | 894.12 (73.9) | 103.00 (8.5) | 40.86 (3.4) | 22.30 (1.8) | 24.81 (2.1) | 22.85 (1.9) | 18.97 (1.6) | 10.69 (0.9) | 72.29 (6.0) |

注：令和 4 年 10 月 1 日現在の値である。

〔由利本荘市の統計 令和 6 年度版〕(由利本荘市、令和 7 年) より作成]

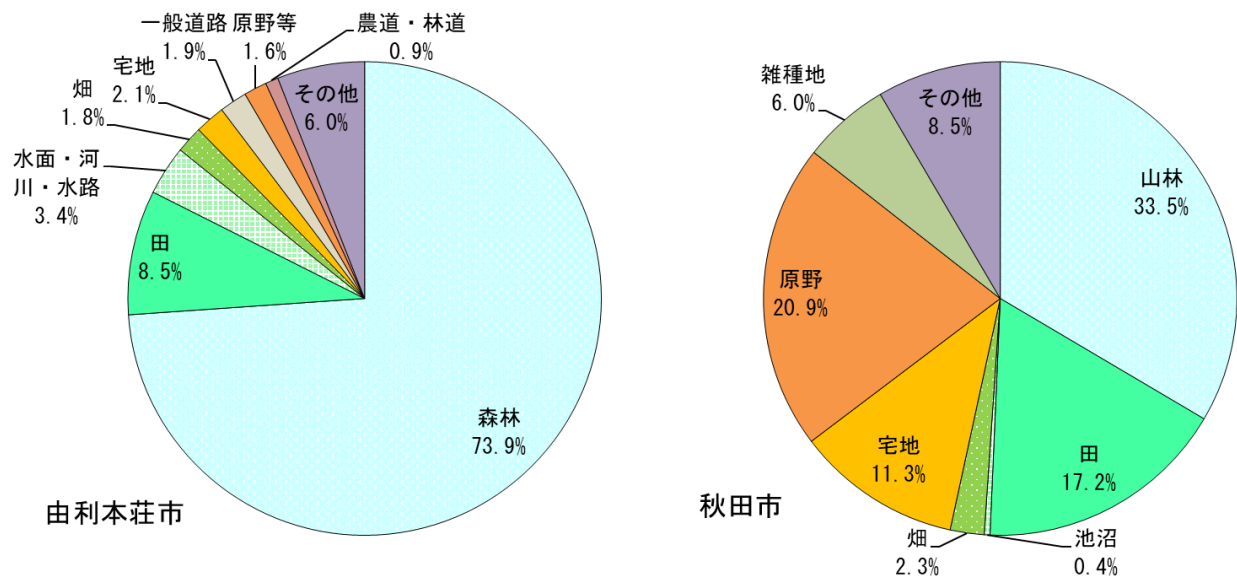
表 3.2-7(2) 地目別土地利用の状況（秋田市）

(単位：km²、() 内は%)

| 区分 | 総面積 | 山林 | 田 | 池沼 | 畑 | 宅地 | 原野 | 雑種地 | その他 |
|-----|-------------------|------------------|-----------------|---------------|----------------|-----------------|------------------|----------------|----------------|
| 秋田市 | 516.64 (100.0) | 173.01 (33.5) | 88.89 (17.2) | 2.00 (0.4) | 11.89 (2.3) | 58.39 (11.3) | 107.87 (20.9) | 30.82 (6.0) | 43.68 (8.5) |

注：令和 6 年 1 月 1 日現在の値である。

〔オープンデータ〕(秋田市 HP、閲覧：令和 8 年 2 月) より作成]



〔「由利本荘市の統計 令和 6 年度版」(由利本荘市、令和 7 年)
「オープンデータ」(秋田市 HP、閲覧：令和 8 年 2 月) より作成〕

図 3.2-2 地目別土地利用の現況

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた土地利用基本計画の各地域は、次のとおりである。

① 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲における都市地域は、図 3.2-3 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に都市地域が分布している。

② 農業地域

事業実施想定区域及びその周囲における農業地域は、図 3.2-4 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

事業実施想定区域及びその周囲における森林地域は、図 3.2-5 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に森林地域が分布している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 6 年 6 月 21 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は、図 3.2-4 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

(3) 都市計画に基づく用途地域

事業実施想定区域及びその周囲における、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 7 年 6 月 4 日）に基づく用途地域の指定は図 3.2-6 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に用途地域の指定がある。

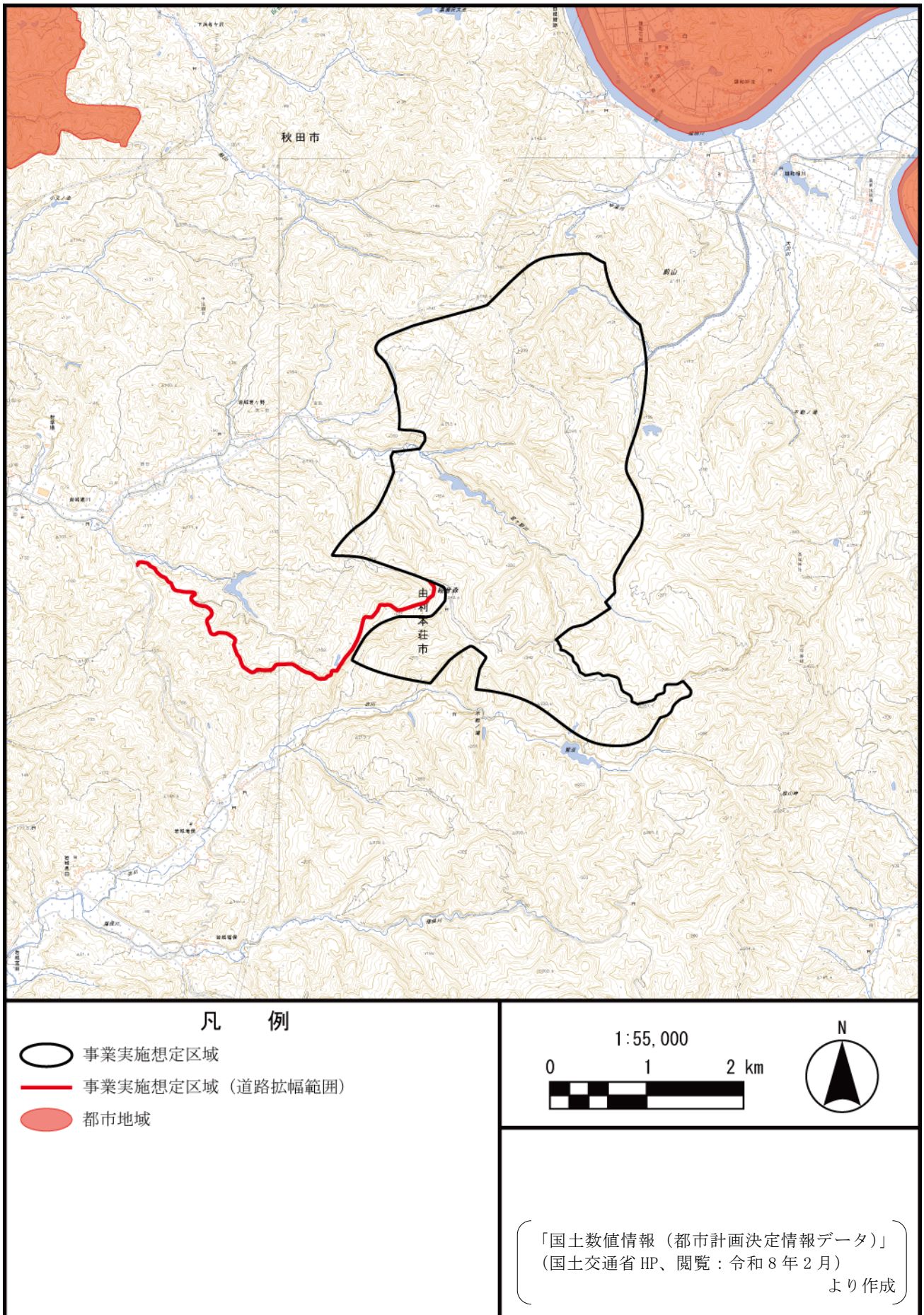


図 3.2-3 土地利用基本計画図 (都市地域)

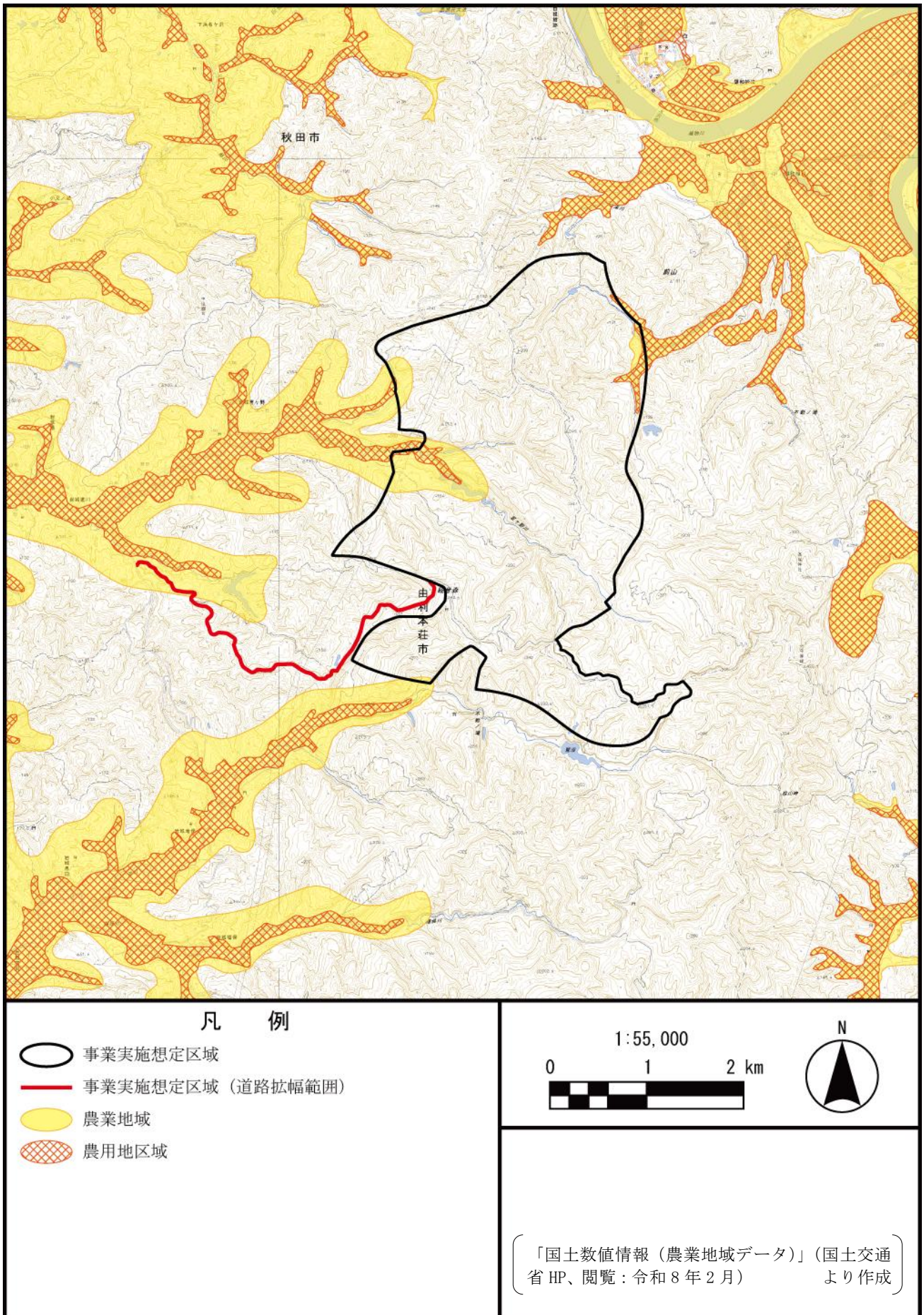


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

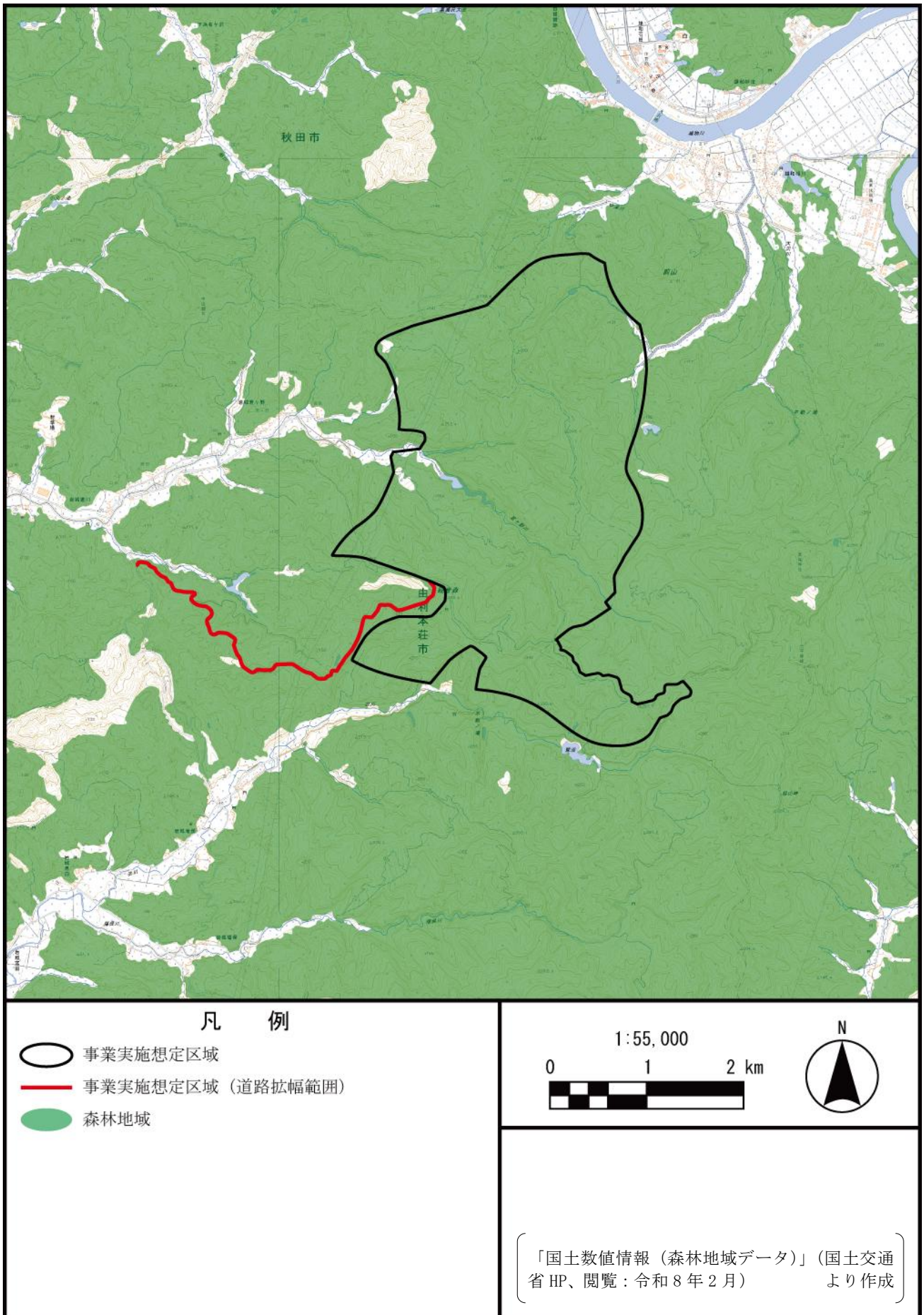


図 3.2-5 土地利用基本計画図 (森林地域)

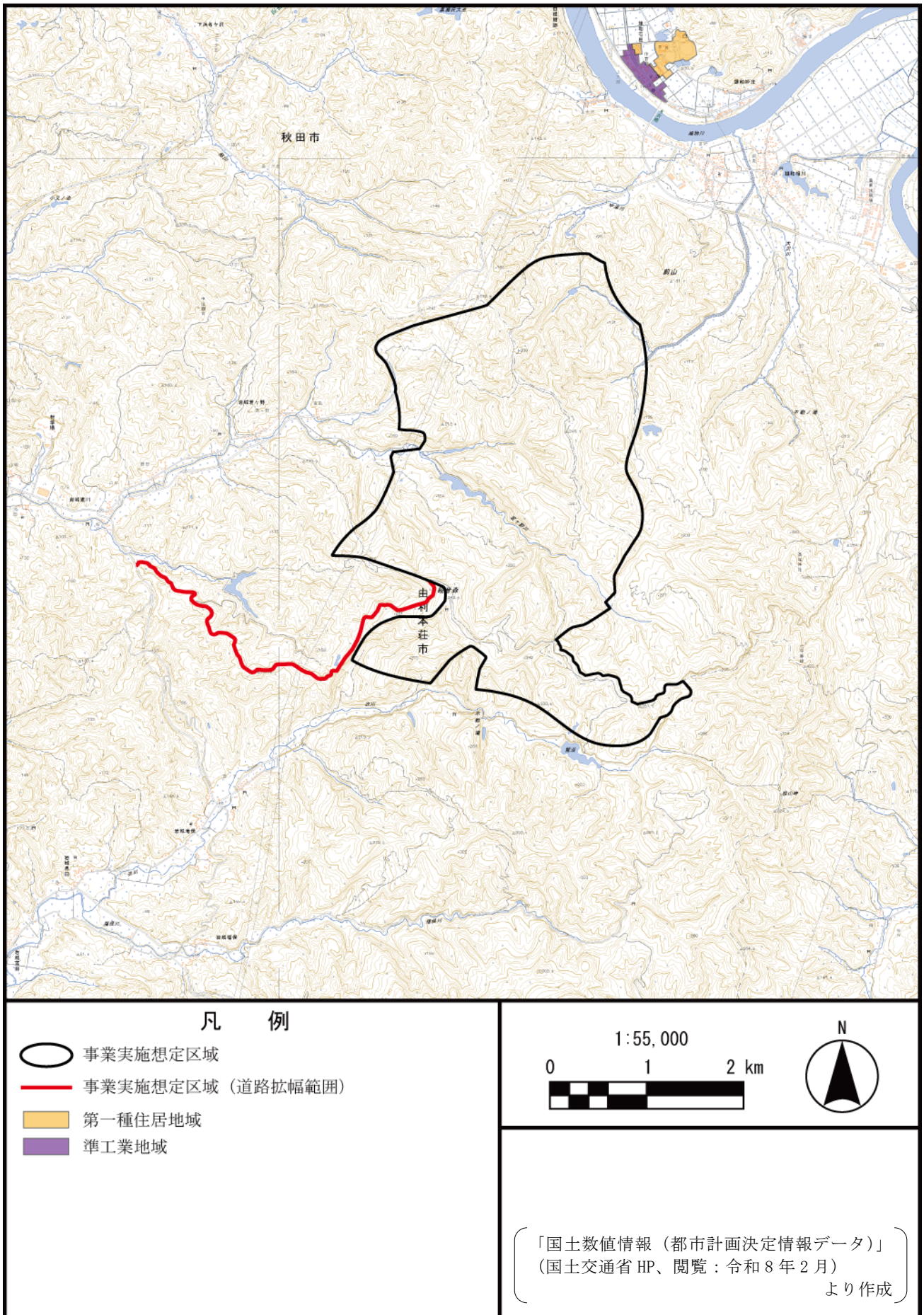


図 3.2-6 用途地域の指定状況

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

由利本荘市及び秋田市における水道用水の取水状況は表 3.2-8 のとおりである。事業実施想定区域及びその周囲の取水地点は図 3.2-7 のとおりであり、君ヶ野川、衣川等の河川を水道用水として利用している。

表 3.2-8 水道用水の取水状況（上水道・令和 5 年度）

| 事業主体名 | 年間実績取水量（千 m ³ /年） | | | | | | | 合 計 |
|-------|------------------------------|-------|---------|-----|-----|-----|-------|--------|
| | 地表水 | | | 地下水 | | | その他 | |
| | ダム直接 | ダム放流 | 表流水（自流） | 伏流水 | 浅井戸 | 深井戸 | | |
| 由利本荘市 | 8,027 | 398 | 2,569 | — | 129 | — | 2,151 | 13,274 |
| 秋田市 | — | 3,859 | 32,929 | — | 492 | 605 | — | 37,885 |

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「令和 5 年度秋田県水道施設現況調査」（秋田県、令和 6 年）より作成〕

(2) 農業用水としての利用

由利本荘市及び秋田市へのヒアリング（実施：令和 8 年 2 月）によると、事業実施想定区域及びその周囲では、図 3.2-8 のとおり、雄物川、君ヶ野川、衣川等の河川の他、黒瀬沢大池、鷺沼等のため池を農業用水として利用している。

(3) 漁業による利用

事業実施想定区域及びその周囲の河川における、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：令和 6 年 6 月 26 日）に基づく内水面漁業権の設定状況は表 3.2-9 及び図 3.2-9 のとおりである。

表 3.2-9 内水面漁業権の設定状況

| 漁場番号 | 魚種の名称 | 漁業時期 | 漁業権者 |
|----------|--------------------------------|-------------------|------------|
| 内共第 11 号 | あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな、やつめ、かじか漁業 | 1 月 1 日～12 月 31 日 | 仙北西部漁業協同組合 |

〔「秋田県内水面漁場計画等について」（秋田県 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）より作成〕

2. 地下水の利用状況

(1) 水道用水としての利用

事業実施想定区域及びその周囲における地下水からの水道用水の取水状況は、表 3.2-8 のとおりである。事業実施想定区域及びその周囲において水道用水の地下水の利用はない。



図 3.2-7 水道用水の取水地点

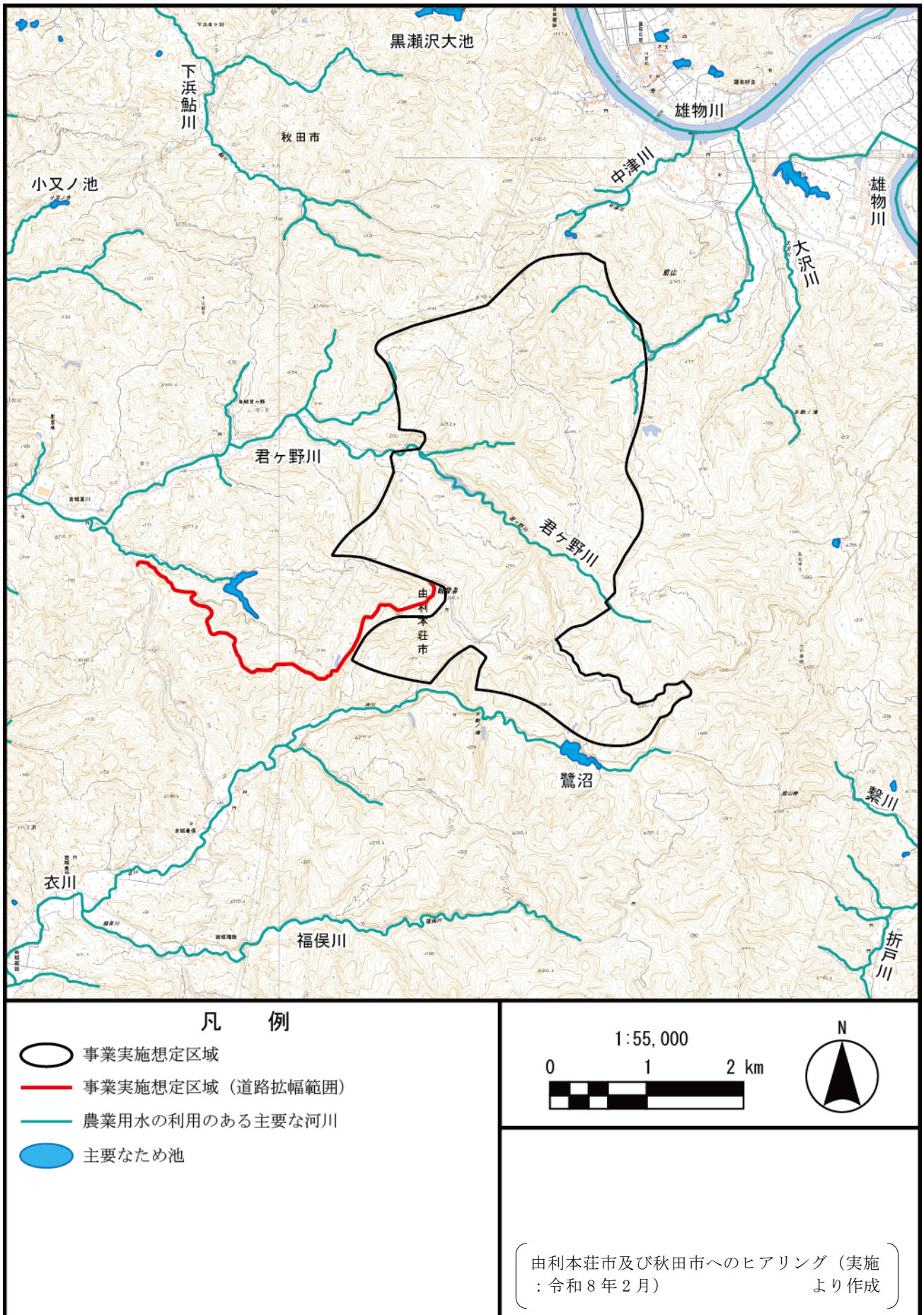


図 3.2-8 農業用水の利用状況

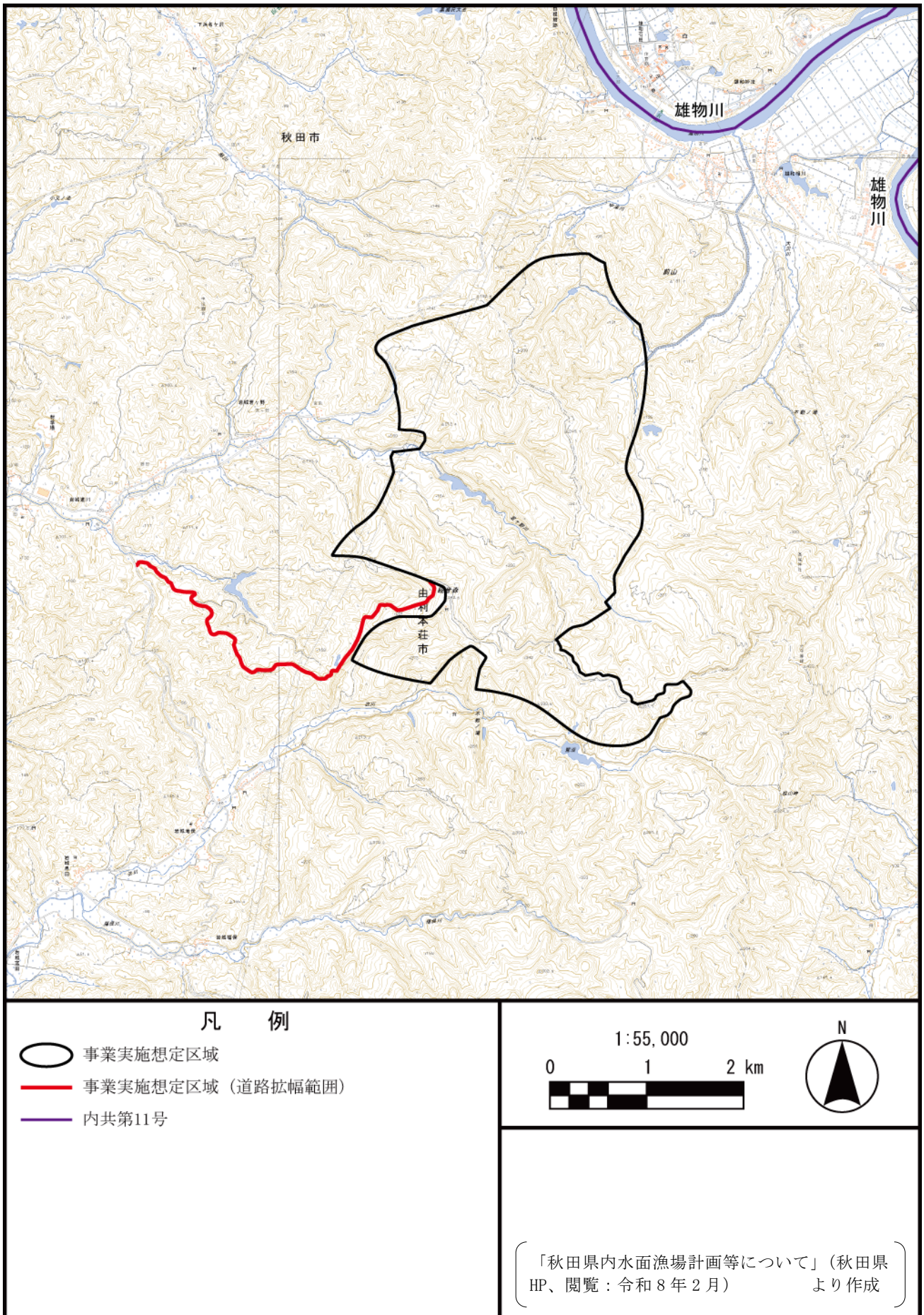


図 3.2-9 内水面漁業権の設定状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路の状況は、図 3.2-10 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲には一般国道 341 号、主要地方道 9 号（秋田雄和本荘線）、主要地方道 44 号（雄和岩城線）等が通っている。

令和 3 年度の交通量調査結果は表 3.2-10、調査区間は図 3.2-10 のとおりである。

表 3.2-10 主要な道路の交通状況（令和 3 年度）

（単位：台）

| 路線名 | 番号 | 交通量調査区間 | | 交通量 | |
|------------------------|----|------------------------|---------------------|--------------|--------------|
| | | 起点側 | 終点側 | 昼間 12 時間 | 24 時間 |
| 日本海東北自動車道 | ① | 日本海沿岸東北自動車道 （本荘～岩城） | 秋田御所野雄和線 | 1,744 | 2,091 |
| 一般国道 341 号 | ② | 秋田雄和本荘線 | 秋田市・由利本荘市境 | 2,095 | 2,556 |
| | ③ | 秋田市・由利本荘市境 | 市道（松ヶ崎亀田 IC アクセス道路） | 430 | 482 |
| 主要地方道 9 号 （秋田雄和本荘線） | ④ | 寺内新屋雄和線 | 秋田空港線 | <u>3,730</u> | <u>4,551</u> |
| | ⑤ | 秋田空港線 | — | <u>3,373</u> | <u>4,115</u> |
| | ⑥ | — | 雄和岩城線 | <u>1,481</u> | <u>1,762</u> |
| | ⑦ | 雄和岩城線 | 一般国道 341 号 | 2,829 | 3,451 |
| 主要地方道 44 号 （雄和岩城線） | ⑧ | 秋田雄和本荘線 | 雄和岩城線 | <u>1,481</u> | <u>1,762</u> |
| 主要地方道 46 号 （秋田空港線） | ⑨ | 秋田御所野雄和線 | 秋田雄和本荘線 | <u>4,019</u> | <u>4,943</u> |

注：1. 表中の番号は、図 3.2-10 中の番号に対応する。

2. 昼間 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

昼間 12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時

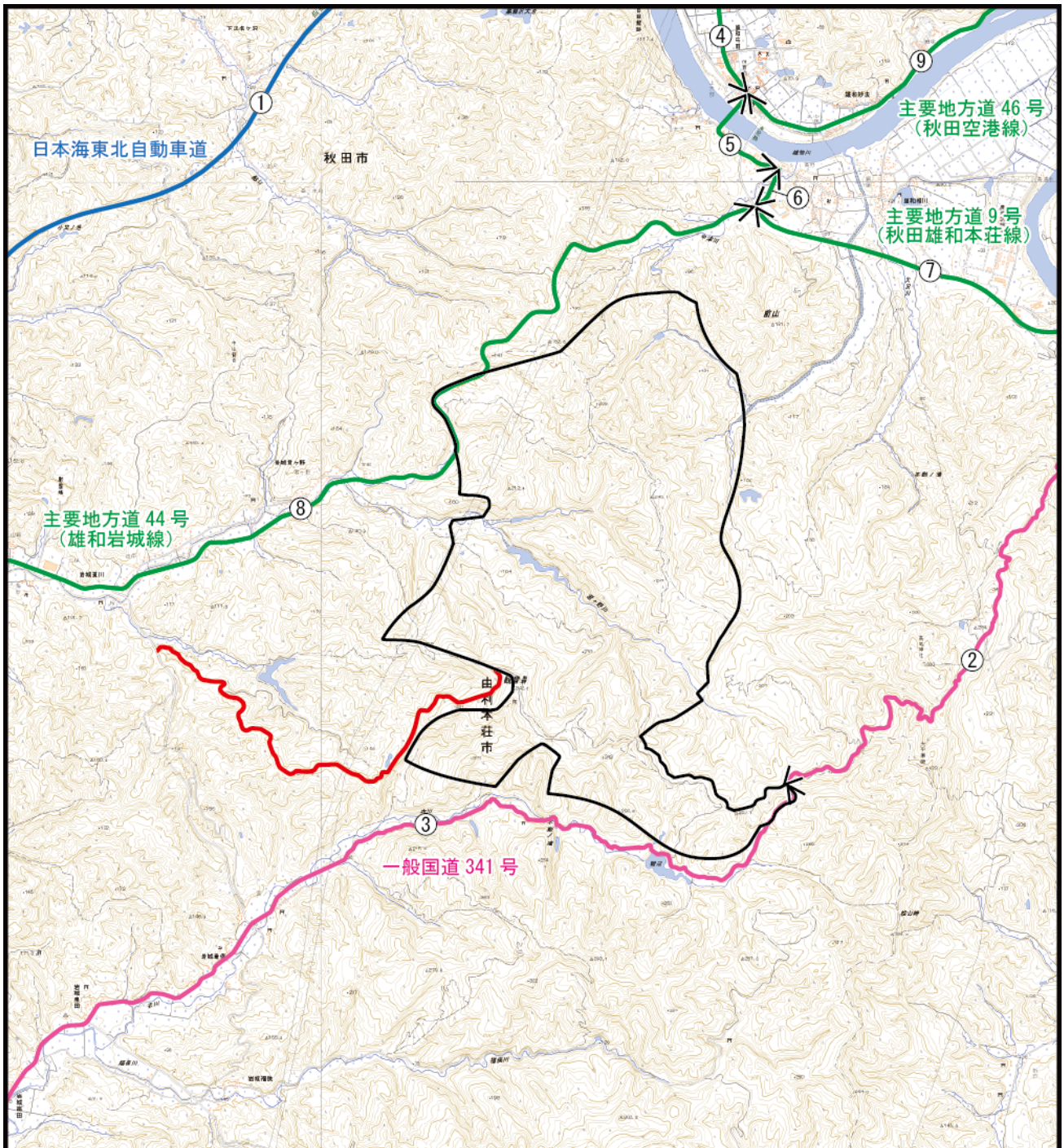
3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間 12 時間交通量：平成 27 年度調査単位区間の平成 27 年度交通量と、平成 27 年度及び令和 3 年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した。

24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した。

4. 「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」（国土交通省、令和 5 年）より作成〕



| | | | |
|---|--|-----------------|--|
| <p>凡 例</p> | | <p>1:55,000</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域 事業実施想定区域 (道路拡幅範囲) 高速自動車国道 一般国道 主要地方道 観測区間の起点と終点 | <p>注：図中の番号は表 3.2-10 の番号に対応する。</p> <p>「令和 3 度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」(国土交通省、令和 5 年)より作成</p> | | |

図 3.2-10 主要な道路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設があげられる。事業実施想定区域及びその周囲における配慮が特に必要な施設は、表 3.2-11 及び図 3.2-11 のとおりであり、事業実施想定区域（道路拡幅範囲を除く。）から最寄りの配慮が特に必要な施設は、約 2.1km の位置にある「雄和もてぎクリニック」である。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-11 のとおりであり、事業実施想定区域（道路拡幅範囲を除く。）から最寄りの住宅等までの距離は約 0.9km、道路拡幅範囲を含めた事業実施想定区域から最寄りの住宅等までの距離は約 0.4km である。

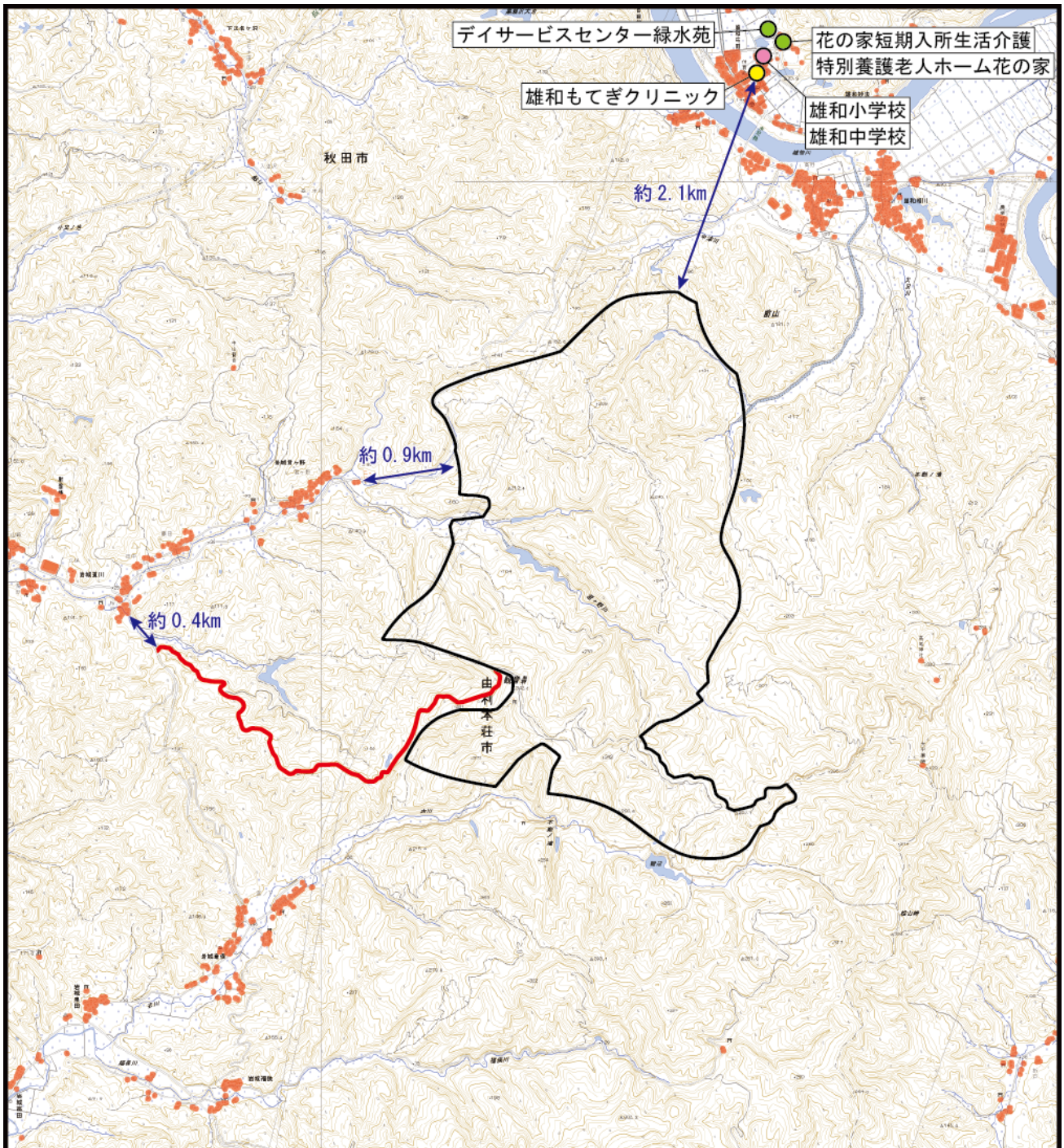
表 3.2-11 配慮が特に必要な施設

| 区 分 | 名 称 | 所在地 |
|------|---------------|------------------|
| 学校 | 雄和小学校 | 秋田市雄和石田字蟹沢 40 |
| | 雄和中学校 | 秋田市雄和石田字蟹沢 40 |
| 医療機関 | 雄和もてぎクリニック | 秋田市雄和妙法上大部 90-1 |
| 福祉施設 | デイサービスセンター緑水苑 | 秋田市雄和石田字苗代沢 25-1 |
| | 花の家短期入所生活介護 | 秋田市雄和石田字苗代沢 18 |
| | 特別養護老人ホーム花の家 | 秋田市雄和石田字苗代沢 18 |

「学校教育系施設」（秋田市 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）

「医療情報ネット（ナビイ）」（厚生労働省 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）

「介護事務所・生活関連情報検索」（厚生労働省 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）より作成



| | | |
|--|---|------------------|
| 凡 例 | | 1:55,000 |
| <ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域 事業実施想定区域 (道路拡幅範囲) 学校 医療機関 福祉施設 住宅等 | <p>「学校教育系施設」(秋田市 HP)、「医療情報ネット (ナビイ)」(厚生労働省 HP)、「介護事務所・生活関連情報検索」(厚生労働省 HP)、(各 HP、閲覧：令和 8 年 2 月)</p> <p>「ゼンリン住宅地図 由利本荘市③[岩城]」、 「ゼンリン住宅地図 秋田市①[南部]、秋田市③[河辺 雄和]」(株式会社ゼンリン) より作成</p> | |

図 3.2-11 配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

由利本荘市、秋田市及び秋田県における下水道等による汚水処理人口普及状況は、表 3.2-12 のとおりである。

令和 6 年度末の下水道処理人口普及率は、由利本荘市で 48.5%、秋田市で 96.1%、汚水処理人口普及率は由利本荘市で 93.2%、秋田市で 98.9%となっている。

表 3.2-12 汚水処理人口普及状況（令和 6 年度末）

| 区 分 | 住民基本 台帳人口 (人) | 公共下水道 | | 農業集落排水 | | 漁・林・ 簡易・小規模 | | 合併処理 浄化槽 | | 汚水処理 人口合計 | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------|------------|----------------|------------|-------------|------------|--------------|------------|
| | | 処理人口 (人) | 普及率 (%) | 処理人口 (人) | 普及率 (%) | 処理人口 (人) | 普及率 (%) | 処理人口 (人) | 普及率 (%) | 処理人口 (人) | 普及率 (%) |
| 由利本荘市 | 69,800 | 33,820 | 48.5 | 18,434 | 26.4 | 1,296 | 1.9 | 11,524 | 16.5 | 65,074 | 93.2 |
| 秋田市 | 291,412 | 279,916 | 96.1 | 3,951 | 1.4 | 0 | — | 4,316 | 1.5 | 288,183 | 98.9 |
| 秋田県 | 899,817 | 626,046 | 69.6 | 75,376 | 8.4 | 2,427 | 0.3 | 104,428 | 11.6 | 808,277 | 89.8 |

〔「2025 あきたの下水道〔資料編〕」（秋田県、令和 7 年）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

由利本荘市、秋田市及び秋田県における一般廃棄物（ごみ）の処理状況は、表 3.2-13 のとおりである。

令和 5 年度のごみ総排出量は由利本荘市で 24,738t、秋田市で 103,497t となっている。

表 3.2-13 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（令和 5 年度）

| 区 分 | | 由利本荘市 | 秋田市 | 秋田県 |
|----------------|----------------|--------|---------|---------|
| ごみ総排出量 | 計画収集量 (t) | 20,563 | 92,953 | 288,940 |
| | 直接搬入量 (t) | 4,175 | 7,955 | 32,644 |
| | 集団回収量 (t) | 0 | 2,589 | 2,953 |
| | 合計 (t) | 24,738 | 103,497 | 324,537 |
| ごみ処理量 | 直接焼却量 (t) | 20,896 | 86,081 | 271,759 |
| | 直接最終処分量 (t) | 333 | 941 | 3,357 |
| | 焼却以外の中間処理量 (t) | 3,509 | 8,769 | 35,203 |
| | 直接資源化量 (t) | 0 | 5,106 | 11,671 |
| | 合計 (t) | 24,738 | 100,897 | 321,990 |
| 中間処理後再生利用量 (t) | | 2,128 | 13,211 | 29,526 |
| リサイクル率 (%) | | 8.6 | 20.2 | 13.6 |
| 最終処分量 (t) | | 3,760 | 3,671 | 31,846 |

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100

〔「令和 5 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

秋田県における令和6年度の産業廃棄物の処理状況は、表3.2-14のとおりである。

また、事業実施想定区域から50kmの範囲における中間処理施設、最終処分場の施設数は表3.2-15、施設の分布状況は図3.2-12のとおりであり、中間処理施設130か所、最終処分場7か所となっている。

表3.2-14 産業廃棄物の処理状況（令和6年度）

（単位：千t）

| 県 | 排出量 | 再生利用量 | 減量化量 | 最終処分量 | その他量 |
|-----|-------|-------|------|-------|------|
| 秋田県 | 2,369 | 1,022 | 933 | 415 | 0 |

〔「令和7年度秋田県産業廃棄物実態調査報告書（令和6年度実績）」（秋田県、令和7年）より作成〕

表3.2-15 産業廃棄物処理施設数（平成24年度）

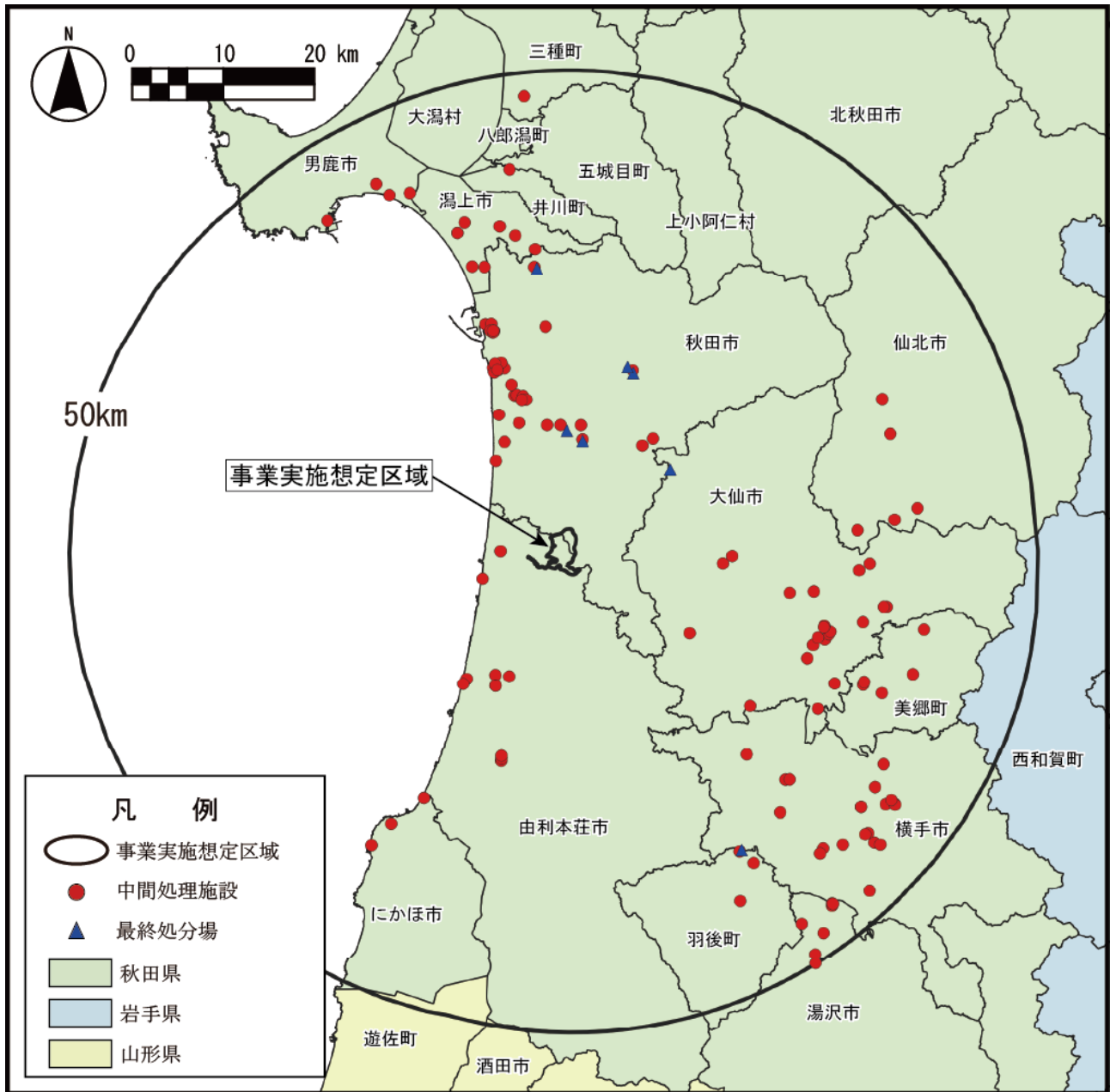
（単位：か所）

| 県 | 市町 | 中間処理施設 | 最終処分場 |
|-----|-------|--------|-------|
| 秋田県 | 秋田市 | 39 | 5 |
| | 横手市 | 20 | 0 |
| | 男鹿市 | 4 | 0 |
| | 湯沢市 | 7 | 0 |
| | 由利本荘市 | 11 | 0 |
| | 潟上市 | 8 | 0 |
| | 大仙市 | 22 | 1 |
| | にかほ市 | 4 | 0 |
| | 仙北市 | 5 | 0 |
| | 三種町 | 1 | 0 |
| | 井川町 | 1 | 0 |
| | 美郷町 | 5 | 0 |
| | 羽後町 | 3 | 1 |
| 合計 | | 130 | 7 |

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省HP、閲覧：令和8年2月）

「秋田県環境保全センター」（一般財団法人秋田県総合公社HP、閲覧：令和8年4月）

より作成



「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）
「秋田県環境保全センター」（一般財団法人秋田県総合公社 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成

図 3.2-12 産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の分布状況

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日)に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-16(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表3.2-16(2)の基準がそれぞれ定められている。

表3.2-16(1) 大気汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 |
|---|---|
| 二酸化いおう | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| 光化学オキシダント | オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。 |
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 |
| 備考 | |
| 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。 | |

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：令和8年1月30日)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日)
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)より作成

表3.2-16(2) 大気汚染に係る環境基準(有害大気汚染物質)

| 物質 | 環境上の条件 |
|--|---------------------------------------|
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 |
| 備考 | |
| 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 | |

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」
 (平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日)より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められており、その内容は表 3.2-17 のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における騒音に係る類型の指定は図 3.2-13 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に指定がある。

表 3.2-17(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

| 地域の類型 | 基準値 | |
|--------|--------------------|--------------------|
| | 昼間 (6:00~22:00) | 夜間 (22:00~6:00) |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A 及び B | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

注：類型 AA：未指定

類型 A：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域

類型 B：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

類型 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
 「騒音に係る環境基準の地域の種型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年由利本荘市告示第 12 号）
 「令和 7 年版 秋田市の環境」（秋田市 HP、閲覧：閲覧：令和 8 年 2 月）より作成〕

表 3.2-17(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

| 地域の区分 | 基準値 | |
|---|--------------------|--------------------|
| | 昼間 (6:00~22:00) | 夜間 (22:00~6:00) |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

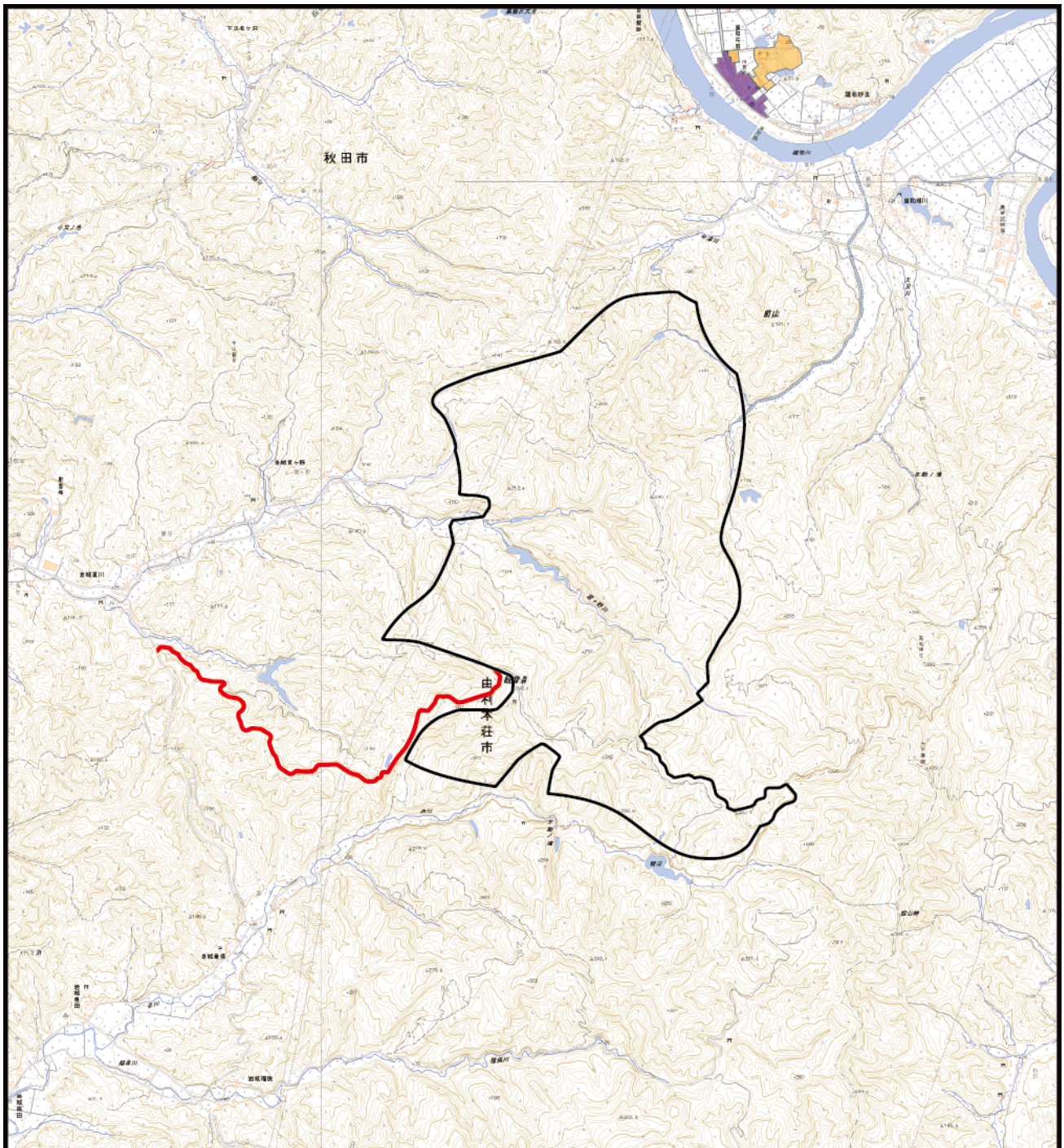
〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-17(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）



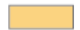

| 基準値 | |
|--------------------|--------------------|
| 昼間 (6:00~22:00) | 夜間 (22:00~6:00) |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |

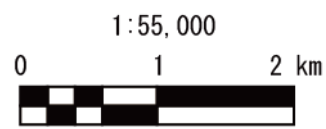
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (道路拡幅範囲)
-  B 類型
-  C 類型



「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正: 令和 2 年 3 月 30 日) より作成

図 3.2-13 騒音に係る環境基準の地域の類型指定状況

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2-18のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2-19～表3.2-21のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに、利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

秋田県における公共用水域の類型の指定については、AA・B・C該当水域以外の河川、AA・B該当天然湖沼及び人工湖以外の天然湖沼及び人工湖(十和田湖を除く。)及びB・C該当海域以外の海域はA類型とされている。事業実施想定区域及びその周囲の河川及び湖沼はA類型に該当する。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-22のとおりであり、すべての地下水について一律に定められている。

表 3.2-18 人の健康の保護に関する環境基準

| 項 目 | 基 準 値 |
|-----------------|--|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| PCB | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |
| 備考 | <p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> |

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日)より作成〕

表 3.2-19(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|---------------------------------------|------------------|-------------------------|---------------------|---------------|-----------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的酸 素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 |
| AA | 水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 20CFU/ 100mL 以下 |
| A | 水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 2mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 300CFU/ 100mL 以下 |
| B | 水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | 1,000CFU/ 100mL 以下 |
| C | 水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/L 以下 | 50mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — |
| D | 工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの | 6.0 以上 8.5 以下 | 8mg/L 以下 | 100mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | — |
| E | 工業用水 3 級 環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 10mg/L 以下 | ごみ等の浮遊が認 められないこと | 2mg/L 以上 | — |

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
5. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-19(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|-------------|---------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 |

備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-20(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|---|------------------|----------------|-----------------|------------|---------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 化学的酸素要求量 (COD) | 浮遊物質 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 |
| AA | 水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/L 以下 | 1mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 20CFU/ 100mL 以下 |
| A | 水道 2、3 級 水産 2 級 及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/L 以下 | 5mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 300CFU/ 100mL 以下 |
| B | 水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/L 以下 | 15mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — |
| C | 工業用水 2 級 環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 8mg/L 以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/L 以上 | — |

備考

- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。
- 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-20(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|--|------------|--------------|
| | | 全窒素 | 全燐 |
| I | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/L 以下 | 0.005mg/L 以下 |
| Ⅱ | 水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 |
| Ⅲ | 水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの | 0.4mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| Ⅳ | 水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| Ⅴ | 水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全 | 1mg/L 以下 | 0.1mg/L 以下 |

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-20(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|-------------|---------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 |

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-20(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目 類型 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 |
|----------|--|------------|
| | | 底層溶存酸素量 |
| 生物 1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 4.0mg/L 以上 |
| 生物 2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L 以上 |
| 生物 3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/L 以上 |

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-21(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|------------------------------------|------------------|--------------------|---------------|--------------------|----------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 化学的酸素 要求量 (COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 | n-ヘキサン抽出 物質 (油分等) |
| A | 水産 1 級 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 2mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 20CFU/ 100mL 以下 | 検出されないこと |
| B | 水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 3mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — | 検出されないこと |
| C | 環境保全 | 7.0 以上 8.3 以下 | 8mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | — | — |

備考

- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-21(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|--|-----------------------------------|-----------|------------|
| | | 全窒素 | 全燐 |
| I | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。） | 0.2mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| Ⅱ | 水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。） | 0.3mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| Ⅲ | 水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。） | 0.6mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| Ⅳ | 水産3種 工業用水 生物生息環境保全 | 1mg/L以下 | 0.09mg/L以下 |
| 備考 | | | |
| 1. 基準値は、年間平均値とする。 | | | |
| 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。 | | | |

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日）より作成]

表 3.2-21(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|------------|--------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物A | 水生生物の生息する水域 | 0.02mg/L以下 | 0.001mg/L以下 | 0.01mg/L以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L以下 | 0.0007mg/L以下 | 0.006mg/L以下 |

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日）より作成]

表 3.2-21(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

| 項目 類型 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 |
|-------------------|--|-----------|
| | | 底層溶存酸素量 |
| 生物1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 4.0mg/L以上 |
| 生物2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L以上 |
| 生物3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/L以上 |
| 備考：基準値は、日間平均値とする。 | | |

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日）より作成]

表 3.2-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目 | 基準値 |
|---|---------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| PCB | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1 mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |
| 備考 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 | |

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-23 のとおりである。

表 3.2-23 土壤汚染に係る環境基準

| 項 目 | 環 境 上 の 条 件 |
|-----------------------------|---|
| カドミウム | 検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 六価クロム | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。 |
| 砒素 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀 | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| チウラム | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| シマジン | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| ベンゼン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| セレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| ふっ素 | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること。 |
| ほう素 | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 1,4-ジオキサン | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。 |
| 備考 | <p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.03mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。</p> |

〔「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-24 のとおり定められている。

表 3.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準

| 媒体 | 基準値 |
|---|-----------------------------|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質（水底の底質を除く。） | 1pg-TEQ/L 以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g 以下 |
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g 以下 |
| 備考 | |
| 1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。 | |

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）
 より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 7 年 2 月 17 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、事業実施想定区域及びその周囲においては、秋田市（河辺及び雄和を除く。）は 8.76、それ以外の地域は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設等は設置しない。

② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2-25～表 3.2-27 のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における騒音の規制地域の指定状況は図 3.2-14 のとおりである。

表 3.2-25 特定工場等において発生する騒音の規制基準

| 時間の区分 区域の区分 区域の区分 | 朝 (6:00～8:00) | 昼間 (8:00～18:00) | 夕 (18:00～21:00) | 夜間 (21:00～6:00) |
|-------------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第 1 種区域 | 45 デシベル | 50 デシベル | 45 デシベル | 40 デシベル |
| 第 2 種区域 | 50 デシベル | 55 デシベル | 50 デシベル | 45 デシベル |
| 第 3 種区域 | 60 デシベル | 65 デシベル | 60 デシベル | 50 デシベル |
| 第 4 種区域 | 65 デシベル | 70 デシベル | 65 デシベル | 60 デシベル |

備考：第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準は表の各欄に定める値から 5 デシベル減じた値とする。

- (1) 学校教育法第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所
- (3) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

注：区域の区分は次のように定められている。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域

第 2 種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（臨港地区を除く。）

第 4 種区域：工業地域（臨港地区を除く。）

「騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音についての規制基準」
 (平成 24 年由利本荘市告示第 14 号)
 「騒音の規制基準」(秋田市 HP、閲覧：令和 8 年 2 月) より作成

表 3.2-26 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

| 区域の区分 | 基準値 | 夜間作業の禁止時間 | 1日の作業時間の制限 | 作業期間の制限 | 作業禁止日 |
|-------|------------|---------------|------------|---------|-----------|
| 第1号区域 | 85 デシベル | 午後7時～翌日の午前7時 | 10時間以内 | 最長連続6日間 | 日曜日その他の休日 |
| 第2号区域 | | 午後10時～翌日の午前6時 | 14時間以内 | | |

注：1. 由利本荘市の区分は次のように定められている。

第1号区域：第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内の区域

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：指定地域のうち第1号区域以外の区域

2. 秋田市の区分は次のように定められている。

第1号区域：指定地域のうち第1種地域、第2種区域および第3種区域並びに第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームおよび幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内の区域

第2号区域：指定地域のうち第1号区域以外の区域

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
 (昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日)
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件別表第1号に該当する区域の指定」(平成24年由利本荘市告示第15号)
 「同基準別表第1号に基づく区域の指定」(平成11年秋田市告示第45号) より作成

表 3.2-27 指定地域内における自動車騒音の要請限度

| 区域の区分 | | 時間の区分 | 昼間 (6:00～22:00) | 夜間 (22:00～6:00) |
|--|---|-------|--------------------|--------------------|
| 1 | a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | | 65 デシベル | 55 デシベル |
| 2 | a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 | | 70 デシベル | 65 デシベル |
| 3 | b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | | 75 デシベル | 70 デシベル |
| 備考：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。 | | | | |

注：1. 由利本荘市の区分は次のように定められている。

- a 区域：都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
 - b 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
 - c 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
2. 秋田市の区分は次のように定められている。
- a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
 - b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
 - c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（臨港地区を除く。）、工業地域（臨港地区を除く。)

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 (平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)
 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
 (平成 12 年総理府令第 15 号)別表の区域の区分」 (平成 24 年由利本荘市告示第 16 号)
 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の
 表備考の区域の指定等」 (平成 12 年秋田市告示第 49 号) より作成

③ 振 動

振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表 3.2-28～表 3.2-30 のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における振動の規制地域の指定状況は図 3.2-14 のとおりである。

表 3.2-28 特定工場等において発生する振動の規制基準

| 区域の区分 | 時間の区分 | 昼 間 (8:00～19:00) | 夜 間 (19:00～8:00) |
|---------|-------|---------------------|---------------------|
| 第 1 種区域 | | 60 デシベル | 55 デシベル |
| 第 2 種区域 | | 65 デシベル | 60 デシベル |

備考：次に掲げる施設の敷地の範囲 50 メートルの区域内における規制基準は、表の各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所
- (3) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

注：第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（臨港地区を除く。）

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」
 (昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日)
 「振動規制法の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準」
 (平成 24 年由利本荘市告示第 18 号)
 「振動の規制基準」 (秋田市 HP、閲覧：令和 8 年 2 月) より作成

表 3.2-29 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

| 区域の区分 | 基準値 | 作業時間 | 1日当たりの作業時間 | 作業期間 | 作業日 |
|-------|------------|-------------------------|-------------|-------------|----------------|
| 第1号区域 | 75 デシベル | 午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと | 10時間を超えないこと | 連続6日を超えないこと | 日曜日その他の休日でないこと |
| 第2号区域 | | 午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと | 14時間を超えないこと | | |

注：1. 由利本荘市の区分は次のように定められている。

第1号区域：振動規制法の規定による住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定（平成24年由利本荘市告示第17号）で指定された地域のうち次に掲げる区域

第1種区域、第2種区域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、第2種区域（工業地域に限る。）のうち次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内の区域

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（第39条第1項）に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園。

第2号区域：第1号地域以外の区域

2. 秋田市の区分は次のように定められている。

第1号区域：指定地域のうち第1種地域、第2種区域および第3種区域並びに第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームおよび幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内の区域

第2号区域：指定地域のうち第1号区域以外の区域

〔「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日）
 「振動規制法施行規則別表第1付表第1号に該当する区域の指定」（平成24年由利本荘市告示第19号）
 「振動規制法施行規則別表第1付表第1号に基づく区域の指定」（平成27年秋田市告示第144号）より作成〕

表 3.2-30 道路交通振動の要請限度

| 区域の区分 | 時間の区分 | 昼間 (8:00~19:00) | 夜間 (19:00~8:00) |
|-------|--------|--------------------|--------------------|
| | 第1種区域 | 65デシベル | 60デシベル |
| 第2種区域 | 70デシベル | 65デシベル | |

注：1. 由利本荘市の区分は次のように定められている。

第1種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 秋田市の区分は次のように定められている。

第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域（臨港地区を除く。）

〔「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日）
 「振動規制法の規定による住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定」（平成24年由利本荘市告示第17号）
 「振動規制法施行規則別表第2の備考1に基づく区域の指定等」（平成11年秋田市告示第50号）より作成〕

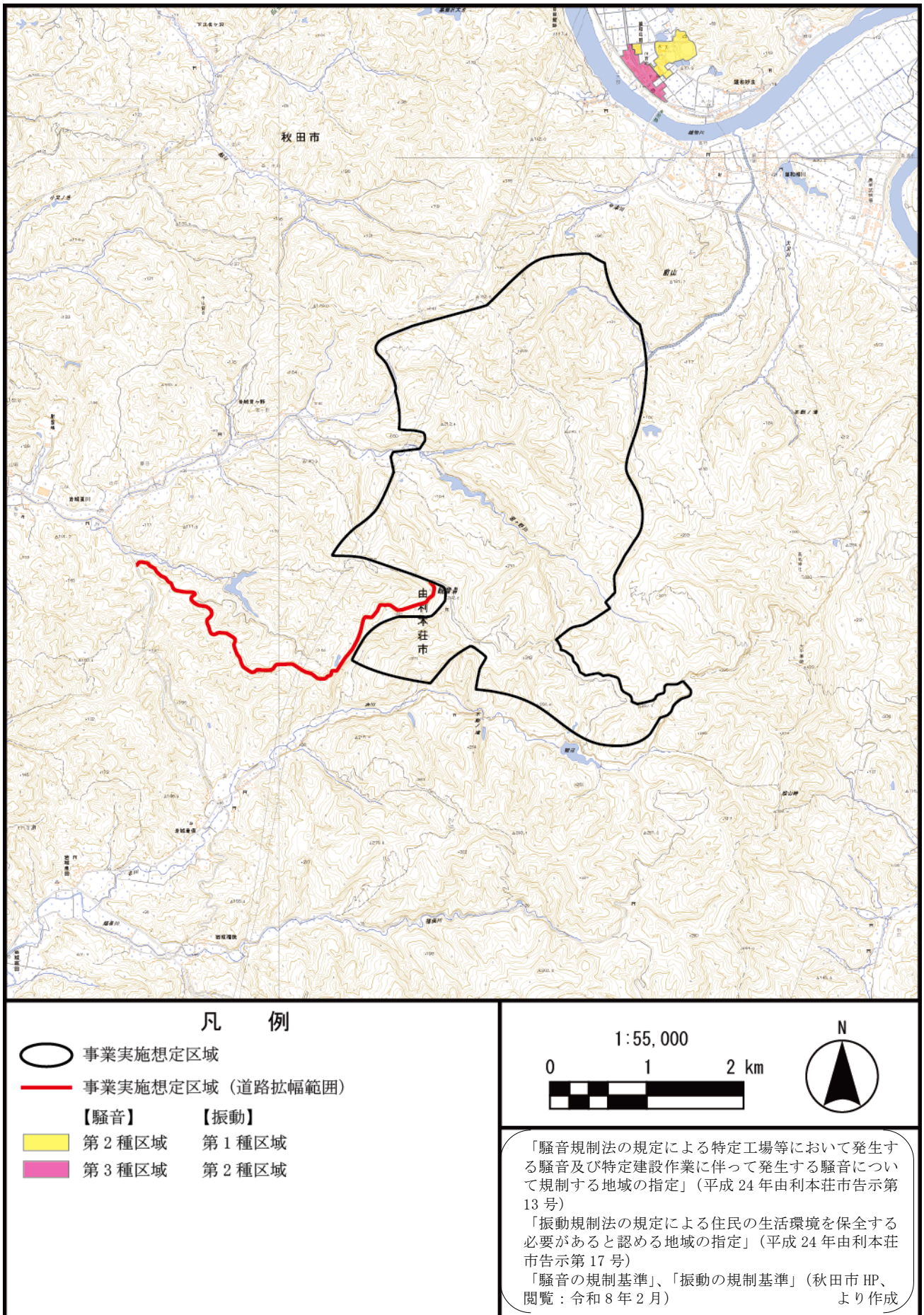


図 3.2-14 騒音及び振動に係る規制地域

④ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が定められており、その基準は表 3.2-31 のとおりである。

また、秋田県では「秋田県公害防止条例」に基づき、一部の業種・項目等について、表 3.2-32 及び表 3.2-33 のとおり、一律排水基準よりも厳しい上乗せ排水基準を定めている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-31(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

| 有害物質の種類 | 許容限度 |
|--|----------------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 0.03 mg Cd/L |
| シアン化合物 | 1 mg CN/L |
| 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） | 1 mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 0.1 mg Pb/L |
| 六価クロム化合物 | 0.2 mg Cr(VI)/L |
| 砒素及びその化合物 | 0.1 mg As/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005 mg Hg/L |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003 mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.1 mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.1 mg/L |
| ジクロロメタン | 0.2 mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.02 mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04 mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1 mg/L |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4 mg/L |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3 mg/L |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06 mg/L |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02 mg/L |
| チウラム | 0.06 mg/L |
| シマジン | 0.03 mg/L |
| チオベンカルブ | 0.2 mg/L |
| ベンゼン | 0.1 mg/L |
| セレン及びその化合物 | 0.1 mg Se/L |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外 10 mg B/L 海 域 230 mg B/L |
| ふっ素及びその化合物 | 海域以外 8 mg F/L 海 域 15 mg F/L |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | (※) 100 mg/L |
| 1,4-ジオキサン | 0.5 mg/L |
| 備考 | |
| 1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 | |
| 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 | |

注：(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔排水基準を定める省令〕（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和7年5月26日）より作成]

表 3.2-31(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

| 項 目 | 許容限度 |
|-----------------------------|---|
| 水素イオン濃度 (pH) | 海域以外 5.8～8.6 海 域 5.0～9.0 |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 160mg/L (日間平均 120mg/L) |
| 化学的酸素要求量 (COD) | 160mg/L (日間平均 120mg/L) |
| 浮遊物質 (SS) | 200mg/L (日間平均 150mg/L) |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) | 5mg/L |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) | 30mg/L |
| フェノール類含有量 | 5mg/L |
| 銅含有量 | 3mg/L |
| 亜鉛含有量 | 2mg/L |
| 溶解性鉄含有量 | 10mg/L |
| 溶解性マンガン含有量 | 10mg/L |
| クロム含有量 | 2mg/L |
| 大腸菌数 | 日間平均 800CFU/mL |
| 窒素含有量 | 120mg/L (日間平均 60mg/L) |
| 燐含有量 | 16mg/L (日間平均 8mg/L) |
| 備考 | <p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49年12月1日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1Lにつき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> |

〔排水基準を定める省令〕（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和7年5月26日）より作成

表 3.2-32 水質汚濁に係る上乗せ排水基準

| 項目 | 許容限度 | | |
|--|--|----------|----------|
| | 第1種水域 | 第2種水域 | 第3種水域 |
| シアン化合物 | 0.1 mg/L | 0.1 mg/L | 0.1 mg/L |
| 有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） | 0.5 mg/L | 0.5 mg/L | — |
| 六価クロム化合物 | 0.2 mg/L | 0.2 mg/L | — |
| 生物化学的酸素要求量 | 30 mg/L | 60 mg/L | — |
| 化学的酸素要求量 | (ア) 秋田県公害防止条例第40条別表第2の化学的酸素要求量の(一)に掲げる業種又は施設 | 30 mg/L | 60 mg/L |
| | (イ) (ア)以外の業種又は施設 | 30 mg/L | 30 mg/L |
| 浮遊物質 | 70 mg/L | 120 mg/L | — |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) | 20 mg/L | 20 mg/L | 20 mg/L |
| フェノール類含有量 | 0.5 mg/L | 0.5 mg/L | 2.0 mg/L |
| 銅含有量 | 1.0 mg/L | 1.0 mg/L | 2.0 mg/L |
| 窒素含有量 | 20 mg/L | 20 mg/L | — |
| 燐含有量 | 2 mg/L | 2 mg/L | — |

〔「秋田県公害防止条例」(昭和46年秋田県条例第52号)より作成〕

表 3.2-33 秋田県公害防止条例で定める水域の区分

| 水域区分 | | 該当水域 |
|-------|----|---|
| 第一種水域 | 河川 | 第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域(湖沼及び海域を除く。) |
| | 湖沼 | 天然湖沼及び人工湖 |
| | 海域 | 第二種水域及び第三種水域以外の海域 |
| 第二種水域 | 河川 | 旭川(添川橋下流)、草生津川、新城川(新城橋下流)、土買川(心像川合流点上流)、丸子川(田茂木橋下流)、横手川(本郷橋下流)、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川(大館市の区域内)、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川(田中橋下流)並びにこれらの河川に流入する公共用水域(第三種水域並びに太平川(松崎橋上流)、猿田川、福部内川(東川橋上流)、窪堰川(杉本橋上流)、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。) 第二種水域の海域に流入する公共用水域(河川にあっては、子吉川(東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流)及び大沢川(にかほ市の区域内)に限る。) 米代川(檜山川合流点から大湯川合流点まで)及びこれに流入する公共用水域(河川にあっては、引欠川(長内沢川合流点下流)、長木川(下町橋下流)及び別所川に限る。) 引欠川(長内沢川合流点下流)、長木川(下町橋下流)、別所川、小坂川、子吉川(東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流)及び大沢川(にかほ市の区域内)に流入する公共用水域(第三種水域並びに大森川(花岡川合流点上流)、下内川(長面橋上流)及び芋川を除く。) |
| | 海域 | 能代港の港湾区域(米代川本流を除く。)、本荘港の港湾区域(子吉川本流を除く。)及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域 |
| 第三種水域 | 河川 | 入見内川(入見内橋上流)、米代川(檜山川合流点下流)、檜山川、引欠川(長内沢川合流点上流)、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域 第三種水域の海域に流入する公共用水域(河川にあっては、雄物川(秋田大橋下流)に限る。) 旧雄物川(港大橋上流)及びこれに流入する公共用水域(河川にあっては、旭川及び草生津川を除く。) 小坂川及びこれに流入する公共用水域(河川にあっては、古遠部川に限る。) 雄物川(秋田大橋下流)及び古遠部川に流入する公共用水域 |
| | 海域 | 秋田港の港湾区域(港大橋上流を除く。)及び船川港の港湾区域並びに旧雄物川河口から雄物川河口までの海域 |

〔「秋田県公害防止条例」(昭和46年秋田県条例第52号)より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号、最終改正：令和4年6月17日)第3条及び第4条に基づき都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第1号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度
- ・第2号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数・臭気排出強度)の許容限度
- ・第3号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度

秋田市は、特定悪臭物質による規制地域が指定されており、規制基準は表3.2-34のとおりである。由利本荘市では規制地域の指定はない。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表3.2-34(1) 悪臭に係る規制基準(敷地境界線の地表における許容限度)

(単位：ppm)

| 特定悪臭物質の種類 | 濃度(大気中における含有率) |
|---------------|----------------|
| アンモニア | 1 |
| メチルメルカプタン | 0.002 |
| 硫化水素 | 0.02 |
| 硫化メチル | 0.01 |
| 二硫化メチル | 0.009 |
| トリメチルアミン | 0.005 |
| アセトアルデヒド | 0.05 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 |
| ノルマルバレールアルデヒド | 0.009 |
| イソバレールアルデヒド | 0.003 |
| イソブタノール | 0.9 |
| 酢酸エチル | 3 |
| メチルイソブチルケトン | 1 |
| トルエン | 10 |
| スチレン | 0.4 |
| キシレン | 1 |
| プロピオン酸 | 0.03 |
| ノルマル酪酸 | 0.001 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 |
| イソ吉草酸 | 0.001 |

〔「悪臭防止法に基づく規制基準」(秋田市HP、閲覧：令和8年2月)より作成〕

表 3.2-34(2) 悪臭に係る規制基準（煙突その他の気体排出口における規制基準）

| |
|--|
| <p>特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量</p> <p>$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q：流量（Nm³/h） He：補正された排出口の高さ（m） Cm：特定悪臭物質の値（ppm）</p> <p>注：補正された排出口の高さが5メートル未満の場合は、この式を適用しない。</p> |
|--|

〔「悪臭防止法に基づく規制基準」（秋田市 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）より作成〕

表 3.2-34(3) 悪臭に係る規制基準（排水・敷地外における規制基準）

| 排出水量（m ³ /s） | （単位：mg/L） | | |
|-------------------------|-----------|------------------|----------|
| | 0.001 以下 | 0.001 を越え 0.1 以下 | 0.1 を越える |
| メチルメルカプタン | 0.03 | 0.007 | 0.002 |
| 硫化水素 | 0.1 | 0.02 | 0.005 |
| 硫化メチル | 0.3 | 0.07 | 0.01 |
| 二硫化メチル | 0.6 | 0.1 | 0.03 |

〔「悪臭防止法に基づく規制基準」（秋田市 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土壌汚染状況調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染状態が指定基準に適合しないことが確認された場合は、都道府県知事により要措置区域又は形質変更時要届出区域が指定されるが、その基準は表 3.2-35 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 8 年 1 月 30 日現在）」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）によると、事業実施想定区域が位置する由利本荘市及び秋田市において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「令和 5 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、令和 7 年）によると、令和 5 年度末現在、事業実施想定区域及びその周囲には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-35(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

| 特定有害物質の種類 | 要件 |
|----------------|--|
| カドミウム及びその化合物 | 検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。 |
| 六価クロム化合物 | 検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。 |
| クロロエチレン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| シマジン | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること。 |
| シアン化合物 | 検液中にシアンが検出されないこと。 |
| チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| 水銀及びその化合物 | 検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。 |
| セレン及びその化合物 | 検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| チウラム | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 鉛及びその化合物 | 検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。 |
| 砒素及びその化合物 | 検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。 |
| ふっ素及びその化合物 | 検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。 |
| ベンゼン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| ほう素及びその化合物 | 検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。 |
| ポリ塩化ビフェニル | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機りん化合物 | 検液中に検出されないこと。 |

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

表 3.2-35(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

| 特定有害物質の種類 | 要件 |
|--------------|--------------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。 |
| 六価クロム化合物 | 土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。 |
| シアン化合物 | 土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。 |
| 水銀及びその化合物 | 土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。 |
| セレン及びその化合物 | 土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。 |
| 鉛及びその化合物 | 土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。 |
| 砒素及びその化合物 | 土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。 |
| ふっ素及びその化合物 | 土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。 |
| ほう素及びその化合物 | 土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。 |

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

秋田県においては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく地下水採取の規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 6 年 6 月 19 日）により、事業活動等に伴って相当程度多く温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 秋田県環境基本計画

秋田県では、「秋田県環境基本条例」(平成9年秋田県条例第60号)に基づき、社会情勢の変化や環境を取り巻く課題に対応し、秋田県の豊かな環境を保全し次世代へ継承していくため、今後の環境施策の道標となる「第3次秋田県環境基本計画」(秋田県、令和3年)を策定している。

計画期間は2021年度(令和3年度)から、2030年度(令和12年度)までの10年間とし、目指すべき環境像を「豊かな水と緑あふれる秋田 ～みんなで持続可能な社会を目指して～」としている。計画の基本方針と施策の方向性は表3.2-36のとおりである。

表3.2-36 第3次秋田県環境基本計画の基本方針と施策の方向性

| 基本方針 | 施策の方向性 |
|-------------------------|----------------------------------|
| 自然と人との共生可能な社会の構築 | ①多様な生態系の保全 |
| | ②野生動植物の保護 |
| | ③外来種への対応 |
| | ④生物多様性の主流化 |
| | ⑤自然とのふれあい推進 |
| | ⑥農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上 |
| 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成 | ①廃棄物の発生抑制と循環利用、適正処理の推進 |
| | ②大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策 |
| | ③水・土壌環境の保全 |
| | ④化学物質対策の推進 |
| 地球環境保全への積極的な取組 | ①気候変動対策の推進 |
| | ②海洋汚染対策の推進 |
| 環境保全に向けての全ての主体の参加 | ①環境教育、環境学習の推進 |
| | ②環境に配慮した自主的行動の推進 |
| | ③県民、事業者、民間団体、行政等による環境パートナーシップの推進 |

〔第3次秋田県環境基本計画〕(秋田県、令和3年)より作成

② 秋田県地球温暖化対策推進計画

秋田県では、平成11年に「温暖化対策 美の国あきた計画」を策定し、地球温暖化対策を推進してきたが、平成19(2007)年度における温室効果ガスの総排出量が平成2(1990)年度比で27%上回っており、自然豊かな県土を次世代に引き継いでいくためには、今後、県民総参加で地球温暖化対策を一層推進していく必要があることから、平成23年3月に「秋田県地球温暖化対策推進条例」を制定するとともに、同条例に基づき、平成23年4月に「秋田県地球温暖化対策推進計画」を策定した。さらに、温暖化対策に係る国際的な枠組みや国の地球温暖化対策計画が策定されたことを踏まえ、平成29年3月に「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」を、令和4年3月にその改訂版を策定し、令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量の削減目標を平成25(2013)年度比54%削減に設定している。

③ 第2期秋田県新エネルギー産業戦略

秋田県では、「あきた未来総合戦略」（平成27年策定、平成30年一部改正）において、新エネルギー関連産業を地域産業の競争力を強化するための5つの成長分野の一つに位置づけていることを受け、再生可能エネルギーの導入拡大を産業振興及び雇用創出につなげるための取組を一層強化していくことを目的とした「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」を平成28年3月に策定している。令和4年には、上半期の県内の再生可能エネルギーの導入拡大状況を踏まえ、「第2期秋田県新エネルギー産業戦略 改訂版」で、上期の実績値に、新たな計画値を積み増した新目標値を設定している。この中で設定している再生可能エネルギーの導入目標は表3.2-37のとおりであり、風力発電については、令和7年度末で約90万kWの導入量を目指すとしている。

表 3.2-37 再生可能エネルギーの導入目標

(単位：kW)

| 項目 | 平成27年度末 (実績) | 令和2年度末 (上期実績) | 令和7年度末 (現目標) | 令和7年度末 (新目標) |
|-------|-----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 風力 | 277,000 | 648,549 (+371,549) | 815,000 (+538,000) | 904,489 (+627,489) |
| 地熱 | 88,300 | 134,749 (+46,449) | 130,300 (+42,000) | 136,749 (+48,449) |
| 太陽光 | 105,000 | 297,738 (+192,738) | 255,000 (+150,000) | 297,738 (+192,738) |
| 水力 | 301,622 | 302,721 (+1,099) | 310,000 (+8,378) | 305,577 (+3,955) |
| バイオマス | 85,800 | 112,650 (+26,850) | 110,800 (+25,000) | 114,650 (+28,850) |
| 合計 | 857,722 | 1,496,407 (+638,685) | 1,621,100 (+763,378) | 1,759,203 (+901,481) |

注：()内は、平成27年度末からの増加量を示す。

[「第2期秋田県新エネルギー産業戦略（改訂版）」（秋田県、令和4年）より作成]

④ 第二次由利本荘市環境基本計画

由利本荘市では、「由利本荘市環境基本条例」（平成 23 年由利本荘市条例第 4 号）に基づき、豊かな環境を保全し、次世代に継承するために、より実現性の高い環境政策に取り組む基本的な方向を示す計画として、「第二次由利本荘市環境基本計画」（由利本荘市、令和 5 年）を策定した。

計画期間は令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間とし、目指すべき環境像である「人と自然が共生する住みよい環境の都市」実現のための基本方針は表 3.2-38 のとおりである。

表 3.2-38 第二次由利本荘市環境基本計画の基本方針

| 目指すべき環境像 | 基本方針 | |
|--------------------|-----------|-------------------|
| 人と自然が共生する住みよい環境の都市 | ①良好な生活環境 | 健康で快適な生活環境の継承 |
| | ②自然環境との共生 | 自然と人との共存 |
| | ③脱炭素と資源環境 | 地球環境保全と資源循環型社会の構築 |

〔第二次由利本荘市環境基本計画〕（由利本荘市、令和 5 年）より作成

⑤ 由利本荘市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン

由利本荘市では、自主的かつ適正に再生可能エネルギー発電設備の設置・管理を行うとともに、法令等の事前確認や届出等を徹底することにより、地域との共生及び市民の安全で安心な生活環境が保全されることを目的として、「由利本荘市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」（由利本荘市、令和 7 年）を策定した。本ガイドラインでは発電設備の設置及び管理において遵守すべき事項を示している。

⑥ 秋田市環境基本計画

秋田市では、環境の保全と創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示し、環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、「秋田市環境基本計画」（秋田市、令和 5 年中間見直し）を策定した。

計画期間は平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度までの 10 年間とし、望ましい環境像である「人にも地球にもやさしいあきた」を具体化するため、表 3.2-39 のとおり基本目標を設定している。

表 3.2-39 秋田市環境基本計画の基本目標

| 望ましい環境像 | 基本目標 | |
|----------------|------------------|--|
| 人にも地球にもやさしいあきた | 分野1 脱炭素社会の構築 | 基本目標1 恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした便利で活力ある暮らしの実現 |
| | 分野2 循環型社会の構築 | 基本目標2 3Rの推進と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による快適な暮らしの実現 |
| | 分野3 安全な生活環境の確保 | 基本目標3 穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現 |
| | 分野4 自然共生社会の構築 | 基本目標4 あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現 |
| | 分野5 協働による環境保全の取組 | 基本目標5 あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現 |

〔「秋田市環境基本計画」（秋田市、令和5年中間見直し）より作成〕

⑦ 秋田市地球温暖化対策実行計画

秋田市では、「秋田市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市域全体の温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいる。計画期間は2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までとし、2030年度までに、温室効果ガス純排出量を2013年度比-50.1%に削減を目標としている。

⑧ 秋田市新エネルギービジョン

秋田市では、経済と環境の好循環の実現に向け、将来の新エネルギー施策の方向性を定めるため「秋田市新エネルギービジョン」（秋田市、令和6年）を策定した。基本理念に『新エネルギー関連産業の集積地づくりとクリーンエネルギーの地産地活の実現』を掲げ、これらに連なる3つの基本方針のもと、秋田港を中心とした風力発電関連産業のサプライチェーン構築やクリーンエネルギー活用による水素・アンモニアなどの製造、再エネ電力を求めるデータセンター誘致、蓄電池産業の活性化、本市沖の洋上風力発電の実現など、今後、ビジョンに掲げた施策の実現に向け、産学官連携のもとで果敢に挑戦しながら、国内外に誇れる新エネルギー産業都市づくりを進めるとしている。

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「秋田県立自然公園条例」（昭和 33 年秋田県条例第 38 号）に基づく自然公園はない。

② 自然環境保全法に基づく保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「秋田県自然環境保全条例」（昭和 48 年秋田県条例第 23 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

事業実施想定区域及びその周囲における、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 7 年 4 月 25 日）に基づく鳥獣保護区は表 3.2-40 及び図 3.2-15 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に鳥獣保護区がある。

表 3.2-40 鳥獣保護区の指定状況

| 名 称 | 区 分 | 面積 (ha) | 特別保護地区 (ha) | 期 限 |
|----------|---------|------------|----------------|-------------------|
| 高尾山鳥獣保護区 | 森林鳥獣生息地 | 800 | 100 | 令和 22 年 10 月 31 日 |
| 道川鳥獣保護区 | 森林鳥獣生息地 | 1,295 | — | 令和 17 年 10 月 31 日 |

注：「—」は該当がないことを示す。

〔「秋田県鳥獣保護区等位置図（令和 7 年度版）」（秋田県、令和 7 年）より作成〕

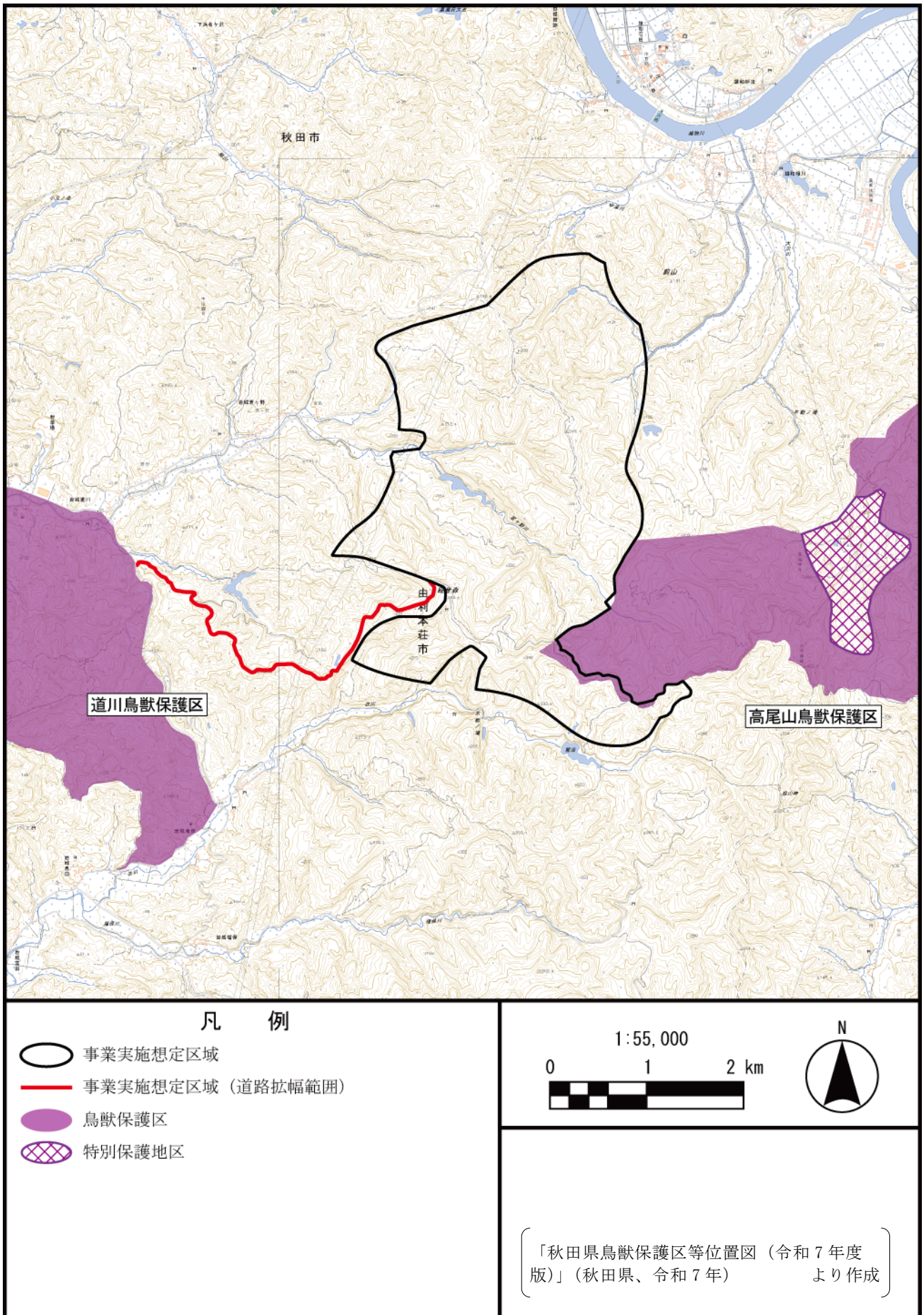


図 3.2-15 鳥獣保護区の指定状況

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号、最終改正：令和4年6月17日)に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年条約第28号、最終改正：平成6年4月29日)に基づくラムサール条約湿地はない。

(2)文化財

① 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域及びその周囲における、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号、最終改正：令和4年6月17日)等に基づく史跡・天然記念物の状況は、表3.2-41及び図3.2-16のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に史跡がある。

表 3.2-41 史跡・天然記念物

| 指定 | 項目 | 名称 | 所在地 |
|-----|---------|-------|--------------------------|
| 国 | 特別天然記念物 | カモシカ | 秋田県下一円 (地域を定めず指定したもの) |
| | 天然記念物 | 秋田犬 | |
| | | 声良鶏 | |
| | | 軍鶏 | |
| | | 比内鶏 | |
| | | クマゲラ | |
| | | イヌワシ | |
| | | オジロワシ | |
| | | オオワシ | |
| | | コクガン | |
| | | ヒシクイ | |
| | | マガン | |
| ヤマネ | | | |
| 秋田市 | 史跡 | 街道の松 | 秋田市雄和相川字銅屋地内 |
| | | 総墓 | 秋田市雄和平沢字水沢 |

〔「県内の国・県指定文化財等一覧」(秋田県 HP、閲覧：令和8年2月)
「秋田市所在指定文化財一覧」(秋田市 HP、閲覧：令和8年2月)より作成〕

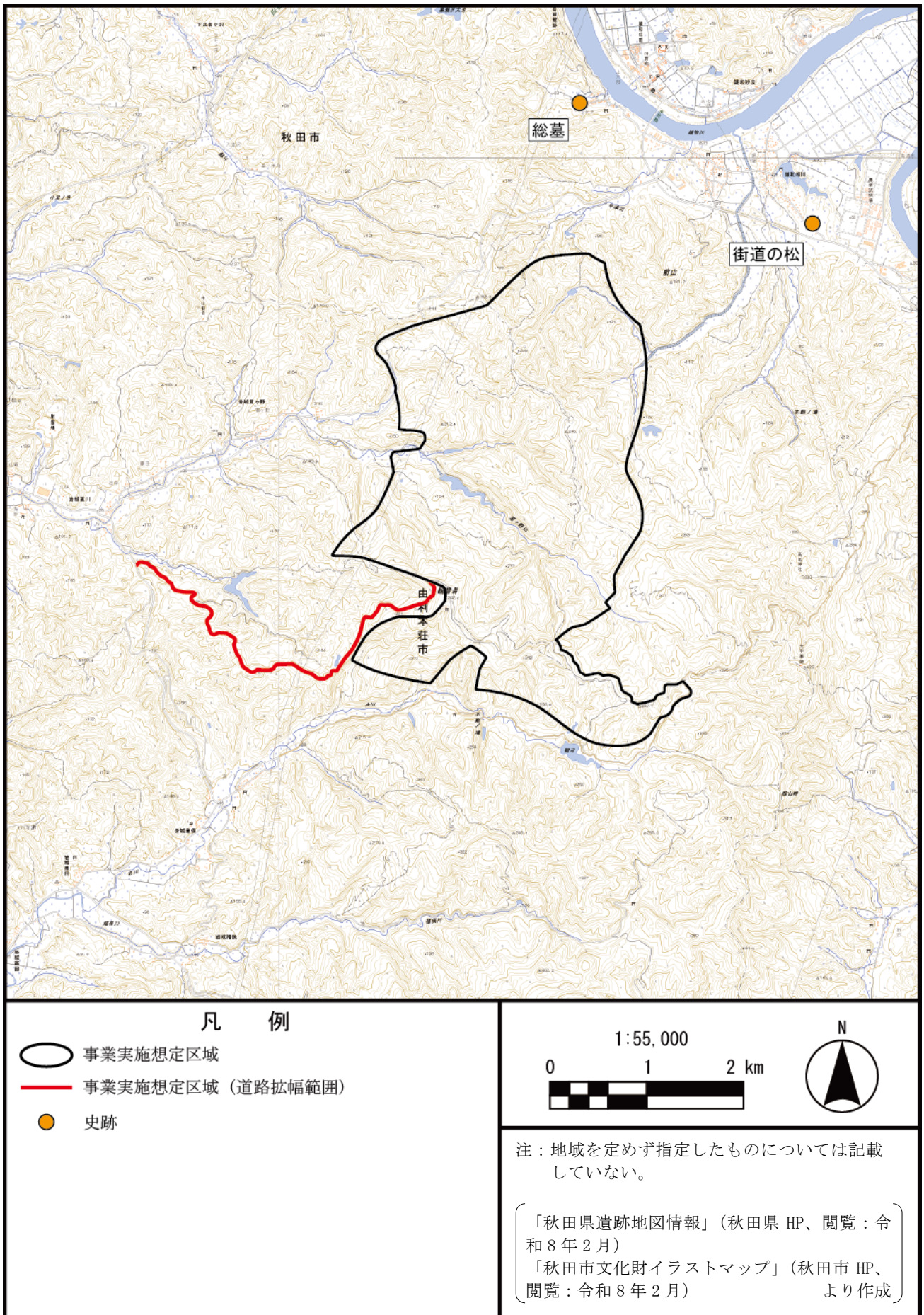


図 3.2-16 指定文化財史跡の状況

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

事業実施想定区域及びその周囲における、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-42 及び図 3.2-17 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に埋蔵文化財包蔵地がある。

表 3.2-42 周知の埋蔵文化財包蔵地

| 遺跡名 | 所在地 | 時代 | 種別 |
|-------|-------------------------|------|-------|
| 由利惟平墓 | 由利本荘市岩城勝手字堂ノ前字狸ヶ沢 31 ほか | — | 墓跡 |
| 藤田館 | 由利本荘市岩城君ヶ野字館山 1-1 ほか | 中世 | 館跡 |
| 山崎館 | 由利本荘市岩城道川字山崎 137-2 ほか | 中世 | 館跡 |
| 白畑館 | 由利本荘市岩城滝俣字白畑 214 ほか | 中世 | 館跡 |
| 久五郎館 | 秋田市下浜名ヶ沢字浦田、坂本 | 中世 | 館跡 |
| フ館 | 秋田市下浜名ヶ沢字蓬田 | 中世 | 館跡 |
| 村杉館 | 秋田市下浜名ヶ沢字入道沢、村杉 | 中世 | 館跡 |
| 白根館 | 秋田市雄和平沢字水沢 125 ほか | 中世 | 館跡 |
| 中大部 | 秋田市雄和石田字中大部 127 ほか | 平安時代 | 遺物包含地 |
| 総墓 | 秋田市雄和 | — | — |
| 向田表 | 秋田市雄和相川字向田表 204 | 縄文時代 | 散布地 |
| 合ヶ沢 | 秋田市下浜名ヶ沢字合ヶ沢 | — | 遺物包含地 |
| 小谷地 | 秋田市雄和相川字小谷地 230 | 平安時代 | 散布地 |
| 銅屋 | 秋田市雄和相川字上野 | 縄文時代 | 遺物包含地 |
| 街道の松 | 秋田市雄和 | 近世 | — |
| 上野 | 秋田市雄和相川字上野 | 縄文時代 | 遺物包含地 |
| 宮田沢 | 秋田市雄和戸賀沢字宮田沢 | 縄文時代 | 遺物包含地 |
| 道女木 | 秋田市雄和種沢字道女木 | 縄文時代 | 散布地 |

注：「—」は、出典に記載がないことを示す。

〔「秋田県遺跡地図情報」(秋田県 HP、閲覧：令和 8 年 2 月)より作成〕

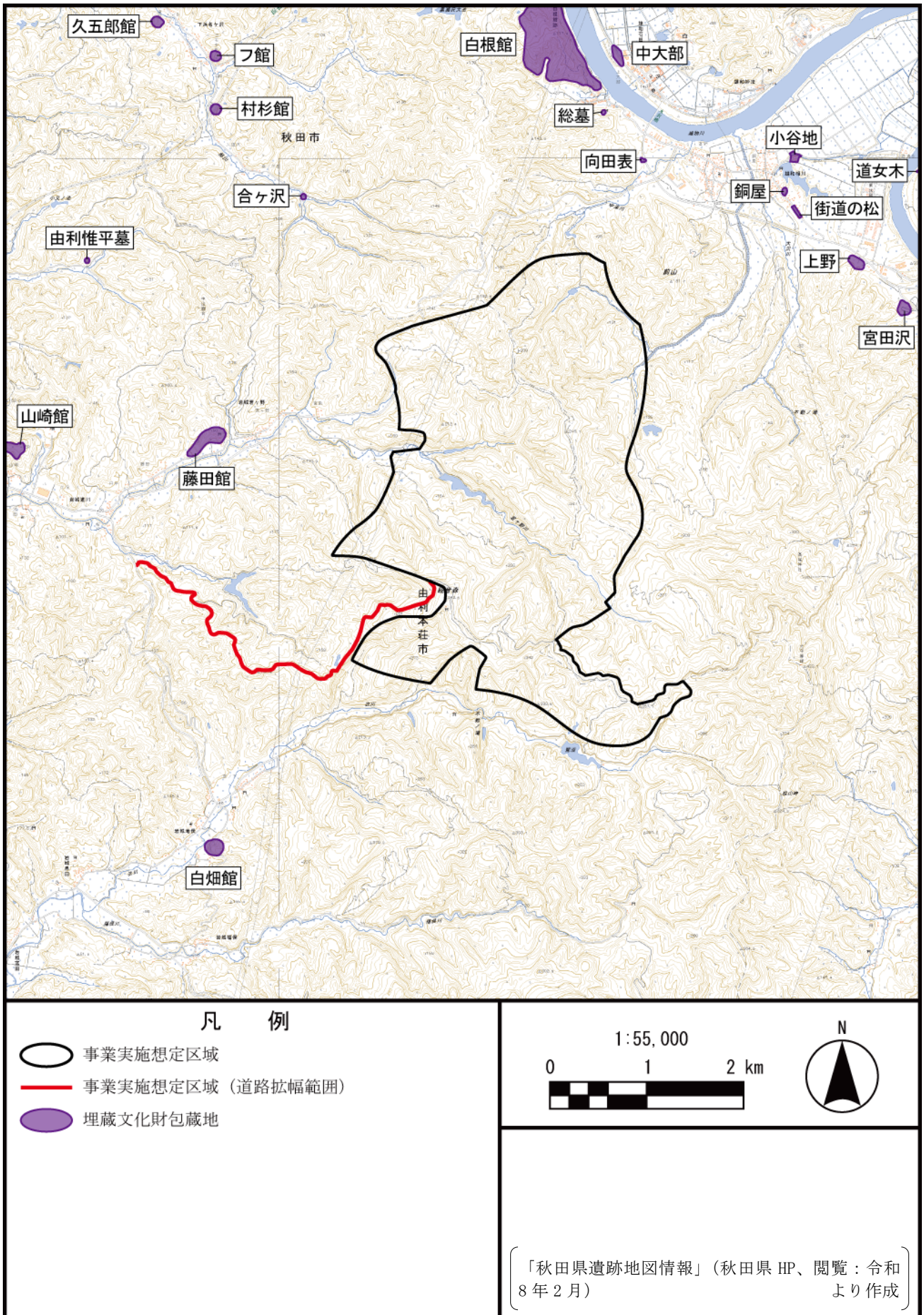


図 3.2-17 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観法に基づく景観計画区域

事業実施想定区域及びその周囲において、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 7 年 4 月 23 日）第 8 条の規定に基づき、「秋田県の景観を守る条例」（平成 5 年秋田県条例第 11 号）及び「秋田市景観条例」（平成 21 年秋田市条例第 29 号）を策定しており、秋田市全域が景観計画区域となっている。

また、秋田県では、高速自動車国道、一般国道若しくは県道又は旅客鉄道線路の境界線から 200m 以内の沿道・沿線地域について景観保全基準を定めており、届出を義務付けている。

② 都市計画法に基づく風致地区

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 7 年 6 月 4 日）の規定により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

事業実施想定区域及びその周囲における、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 7 年 5 月 30 日）に基づく保安林の指定状況は、図 3.2-18 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に保安林がある。

② 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく砂防指定地は、図 3.2-19 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に砂防指定地がある。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は、図 3.2-19 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域がある。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく地すべり防止区域はない。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、図 3.2-20 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

⑥ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

事業実施想定区域及びその周囲における、「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 28 年）に基づく山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区）は、図 3.2-21 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に山地災害危険地区がある。

⑦ 国土防災のまとめ

事業実施想定区域及びその周囲における流域界の状況及び「② 砂防法に基づく砂防指定地」から「⑥ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区」の分布状況は、図 3.2-22 のとおりである。

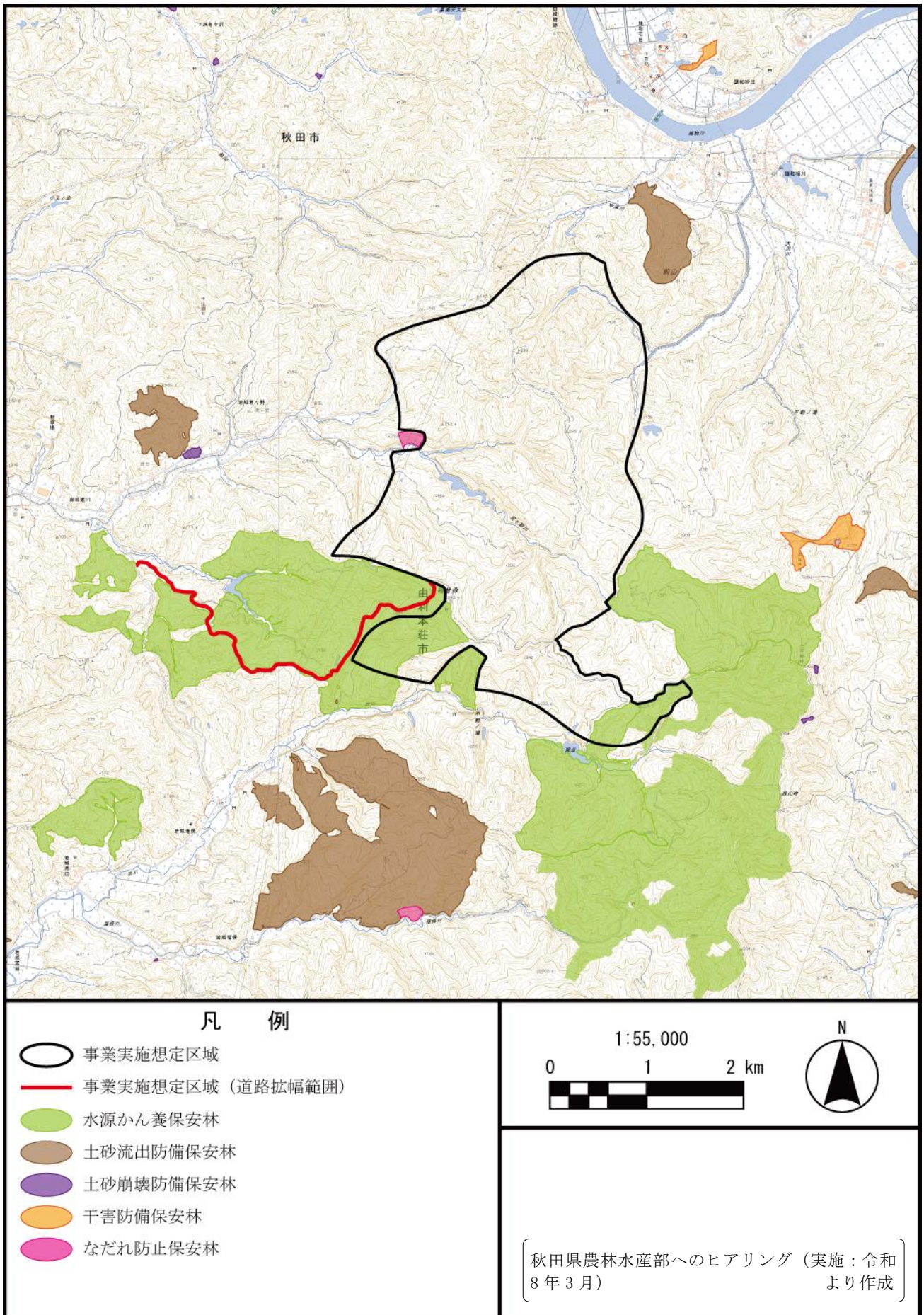


図 3.2-18 保安林の指定状況

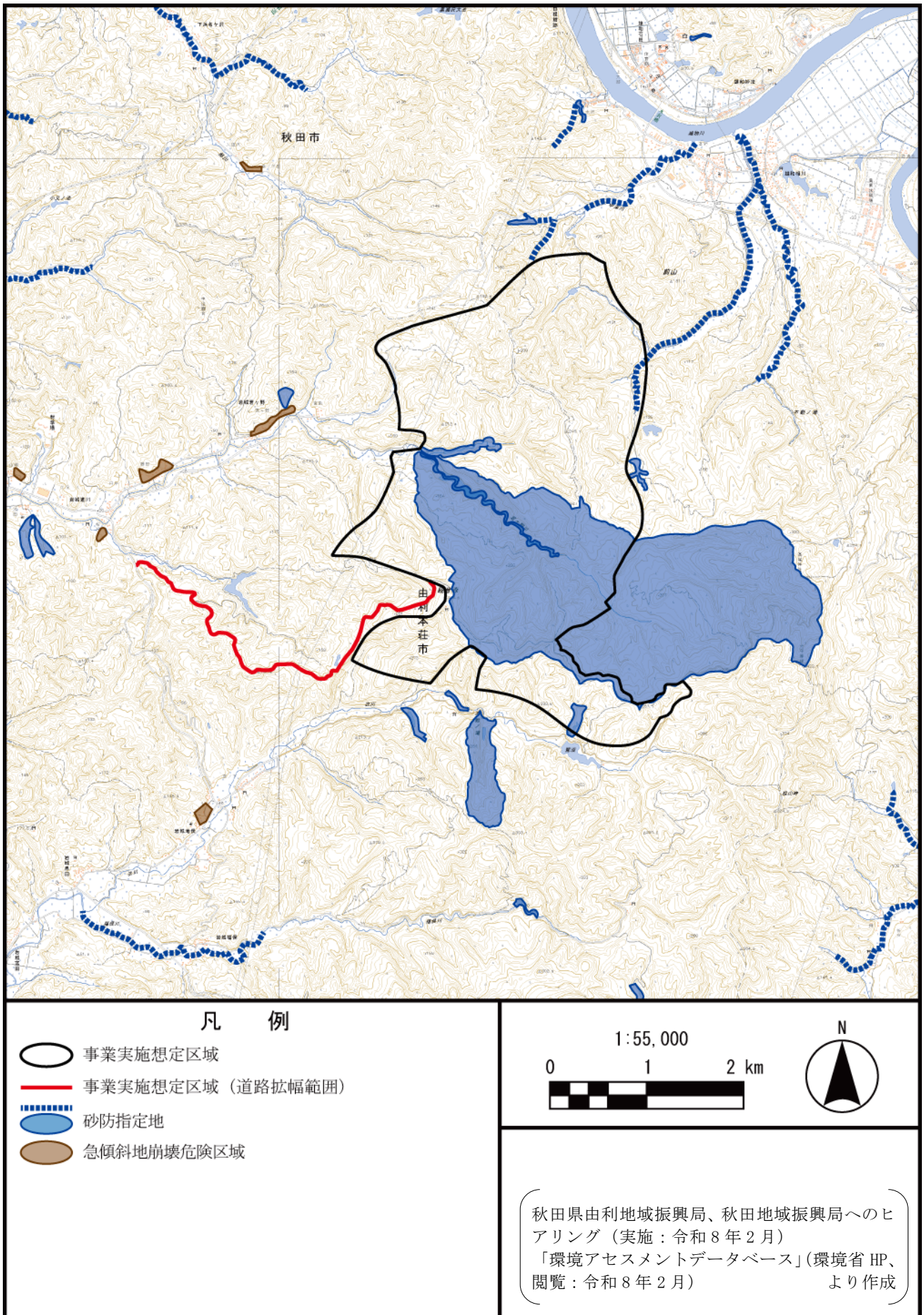


図 3.2-19 砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

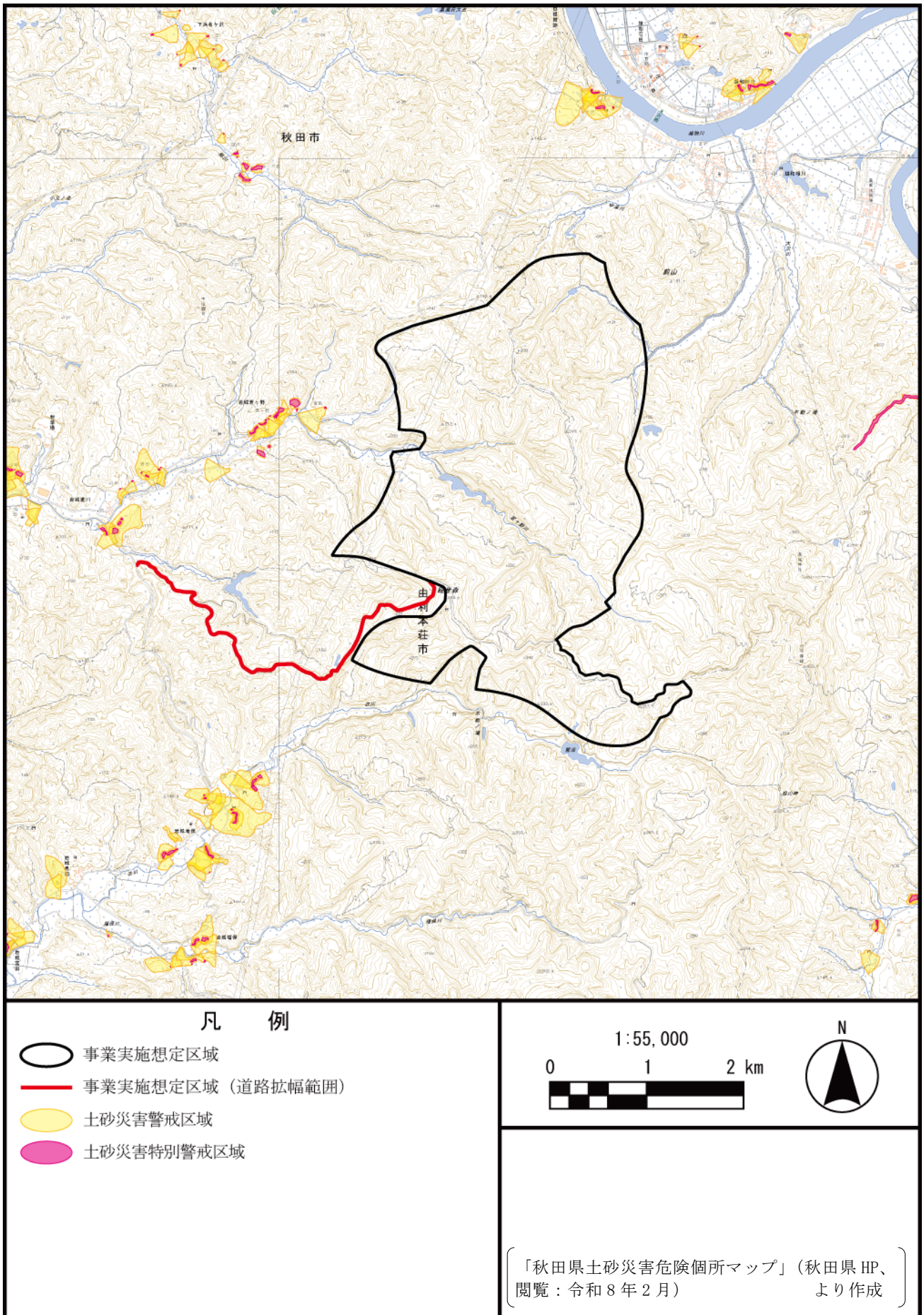


図 3.2-20 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

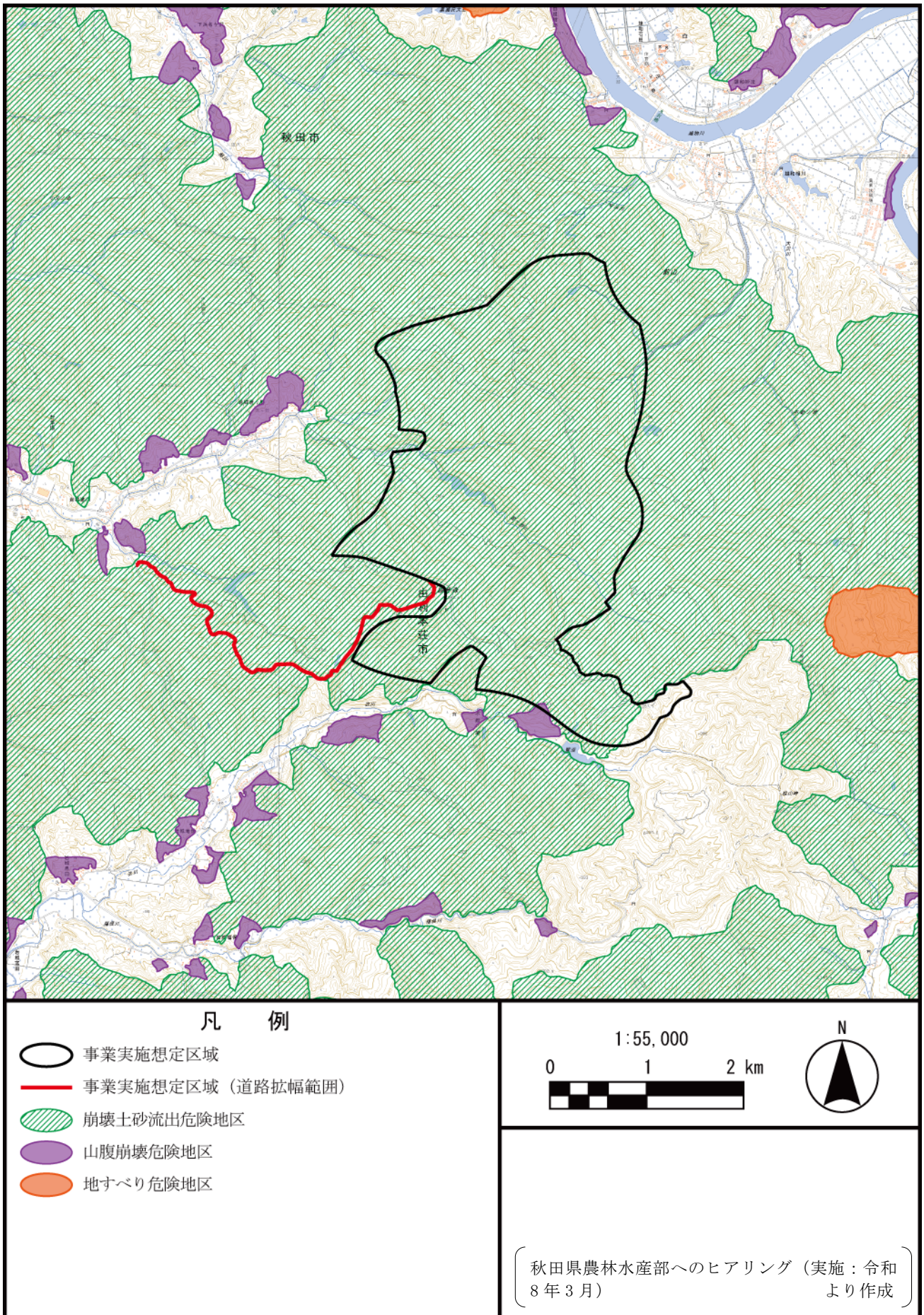


図 3.2-21 山地災害危険地区

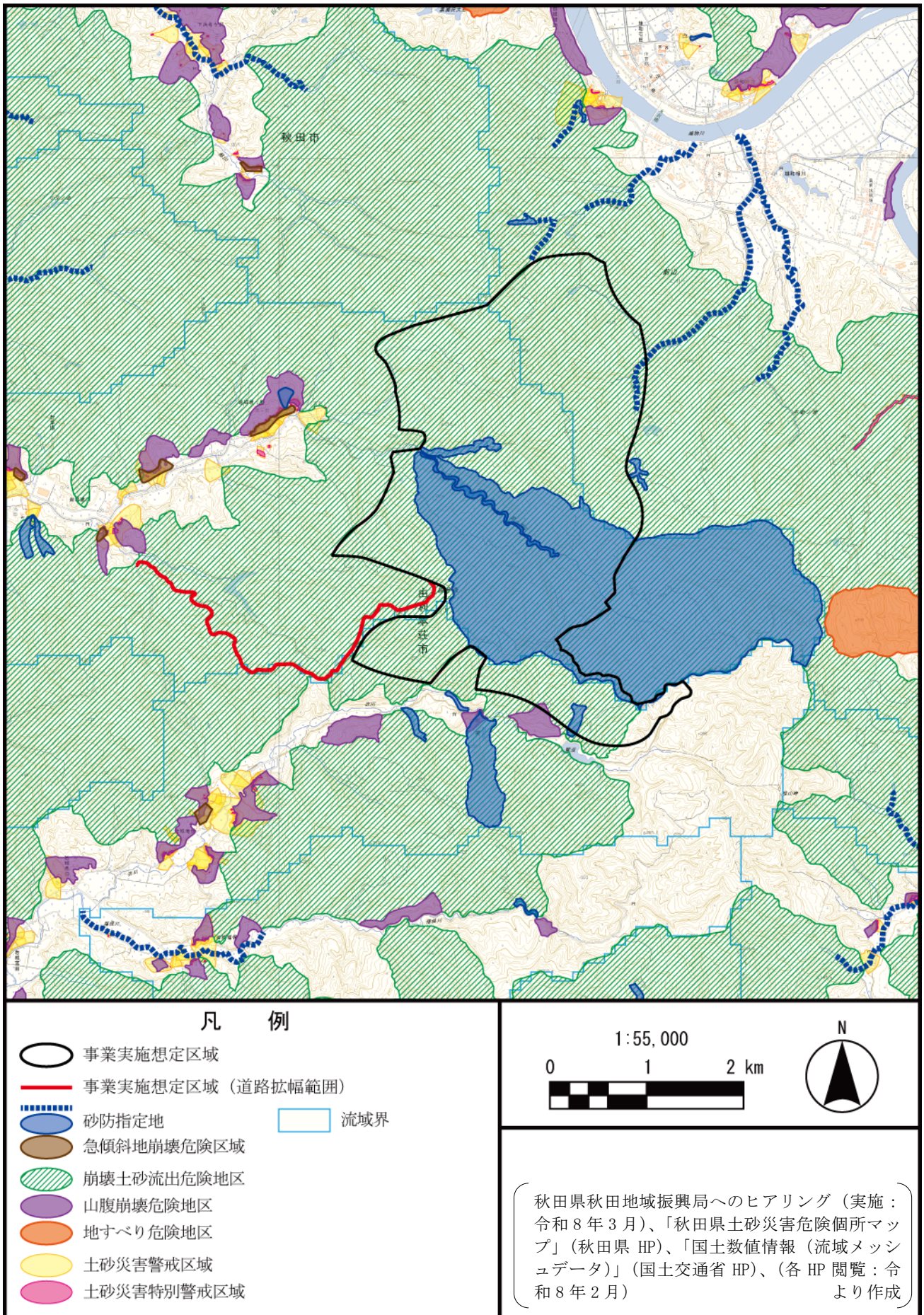


図 3.2-22 国土防災関連の状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-43 のとおりである。

表 3.2-43 関係法令等による規制状況のまとめ

| 区分 | 法令等 | 地域地区等の名称 | 指定等の有無 | | | |
|----------------------------|---------------------------------|----------------------|--------|-----|----------------------------|--------------|
| | | | 由利本荘市 | 秋田市 | 事業実施 想定区域 及び その周囲 | 事業実施 想定区域 |
| 土地 | 国土利用計画法 | 都市地域 | ○ | ○ | ○ | × |
| | | 農業地域 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 森林地域 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 都市計画法 | 都市計画用途地域 | ○ | ○ | ○ | × |
| 公害 防 止 | 環境基本法 | 水質類型指定 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 騒音類型指定 | ○ | ○ | ○ | × |
| | 騒音規制法 | 規制地域 | ○ | ○ | ○ | × |
| | 振動規制法 | 規制地域 | ○ | ○ | ○ | × |
| | 悪臭防止法 | 規制地域 | × | ○ | ○ | × |
| | 土壤汚染対策法 | 指定区域 | × | ○ | × | × |
| | 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律 | 地下水採取の規制地域 | × | × | × | × |
| 自然 保 護 | 自然公園法 | 国立公園 | × | × | × | × |
| | | 国定公園 | ○ | × | × | × |
| | 秋田県立自然公園条例 | 県立自然公園 | × | ○ | × | × |
| | 自然環境保全法 | 自然環境保全地域 | × | × | × | × |
| | 秋田県自然環境保全条例 | 県自然環境保全地域 | ○ | ○ | × | × |
| | 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 | 文化遺産、自然遺産 | × | × | × | × |
| | 都市緑地法 | 緑地保全地域 | × | × | × | × |
| | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 | 生息地等保護区 | × | × | × | × |
| 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 | ラムサール条約湿地 | × | × | × | × | |
| 文化 財 | 文化財保護法等 | 国指定史跡・名勝・天然記念物 | ○ | ○ | ○* | ○* |
| | | 県指定史跡・名勝・天然記念物 | ○ | ○ | × | × |
| | | 市指定史跡・名勝・天然記念物 | ○ | ○ | ○ | × |
| | | 周知の埋蔵文化財包蔵地 | ○ | ○ | ○ | × |
| 景 観 | 景観法 | 景観計画区域 | × | × | × | × |
| | 都市計画法 | 風致地区 | ○ | ○ | × | × |
| 国 土 防 災 | 森林法 | 保安林 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 砂防法 | 砂防指定地 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域 | ○ | ○ | ○ | × |
| | 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域 | ○ | ○ | × | × |
| | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | ○ | ○ | ○ | × |
| | 山地災害危険地区調査要領 | 山地災害危険地区 | ○ | ○ | ○ | ○ |

注：1. 「○」は指定等あり、「×」は指定等なしを示す。

2. 「○*」は、所在地が地域を定めず指定した天然記念物の種のみ指定があることを示す。